

特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き



令和7年6月 山口県

は じ め に

特定非営利活動促進法は、阪神・淡路大震災後、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成 10 年 12 月に施行されました。

本書は、以下の改正等を踏まえ、認定・特例認定制度以外の特定非営利活動促進法に係る規定の内容や本県における手続方法等について解説していますので、認証申請や役員変更など諸手続を行う際に活用してください（認定・特例認定に関する手引きは別冊で作成）。

【特定非営利活動促進法（NPO 法）の主な制度改正等の経緯】

平成 7 年 1 月 17 日	阪神・淡路大震災発生
平成 10 年 3 月 19 日	「特定非営利活動促進法（NPO 法）」が可決成立（同年 12 月 1 日施行）
平成 13 年 10 月 1 日	認定特定非営利活動法人制度（認定 NPO 法人制度）の創設
平成 14 年 12 月 11 日	改正 NPO 法の成立（翌年 5 月 1 日施行） ※特定非営利活動の種類追加、暴力団を排除するための措置の強化 等
平成 23 年 6 月 15 日	改正 NPO 法の成立（翌年 4 月 1 日施行） ※NPO 法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施、会計の明確化 等
平成 28 年 6 月 1 日	改正 NPO 法の成立 ※認証申請書類の縦覧期間の短縮等（2 月→1 月）、事業報告書等の備置期間の延長（平成 29 年 4 月 1 日施行）、貸借対照表の公告規定を新設（登記事項から「資産の総額」を削除）（平成 30 年 10 月 1 日施行）
令和元年 12 月 14 日	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）」の施行に伴う、役員の欠格事由の記載変更
令和 2 年 4 月 1 日	＜NPO 法施行事務の一部を権限移譲（県→周南市）＞
令和 2 年 12 月 2 日	改正 NPO 法の成立（翌年 6 月 9 日施行） ※認証申請書類の縦覧期間の短縮（1 月→2 週間）、住所等の公表等の対象からの除外 等
令和 3 年 6 月 26 日	＜押印廃止＞
令和 4 年 9 月 1 日	従たる事務所における登記の廃止
令和 5 年 4 月 1 日	＜ウェブ報告システム利用開始＞
令和 6 年 4 月 1 日	＜NPO 法施行事務の一部を権限移譲（県→長門市）＞

目 次

第1章 法律の概要-----	1
1 法律の目的-----	1
2 NPO法人になるための基準-----	1
3 設立の手続-----	1
4 NPO法人の運営・管理-----	2
(1)役員	
(2)総会	
(3)その他の事業	
(4)事業報告書等	
(5)定款の変更	
(6)合併・解散	
(7)監督等	
5 法人格取得後の義務-----	4
(1)事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出	
(2)納税	
6 NPO法人に係る県税の支援措置-----	5
(1)法人の県民税均等割の課税免除	
(2)不動産取得税の課税免除	
(3)自動車税環境性能割の課税免除	
◎納税についての問い合わせ先	
7 山口県中小企業制度融資の利用について-----	7
8 設立・運営等についての問い合わせ先等-----	8
◎ウェブ報告システムによる書類の提出について	
第2章 NPO法人の設立について-----	10
1 設立の手続-----	10
(1)認証の申請	
(2)認証又は不認証の決定	
(3)NPO法人成立後の届出	
2 認証の基準-----	11
<様式例・記載例（認証・設立登記）>-----	16

第3章 NPO法人の管理・運営について-----	46
1 NPO法人の報告義務-----	46
(1)事業報告書等の提出 (46 頁)	
(2)貸借対照表の公告 (48 頁)	
(3)役員変更等の届出 (49 頁)	
(4)仮理事の選任 (51 頁)	
(5)特別代理人の選任 (52 頁)	
(6)定款の変更 (54 頁)	
2 NPO法人の情報公開-----	59
(1)NPO法人事務所での情報公開	
(2)県での情報公開	
3 NPO法人に対する監督及び罰則-----	60
(1)報告及び検査	
(2)改善命令	
(3)設立の認証の取消	
<様式例・記載例 (管理・運営) >-----	64
第4章 NPO法人の合併・解散について-----	101
1 NPO法人の合併-----	101
2 NPO法人の解散・清算-----	102
(1)NPO法人の解散	
(2)清算の結了手続	
<様式例・記載例 (解散・清算) >-----	105
<関係様式及び提出部数等>-----	112
第5章 法令集-----	115
1 特定非営利活動促進法-----	117
2 特定非営利活動促進法施行条例-----	151
3 特定非営利活動促進法施行条例施行規則-----	153
4 組合等登記令 (抜粋) -----	182
5 特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する法律の施行に関する条例-----	188
6 特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存 等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例-----	191
7 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例-----	193

第1章 法律の概要

1 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

2 NPO法人になるための基準

この法に基づいて、NPO法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要です。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること
- ケ 理事3人以上及び監事1人以上を置くこと

3 設立の手続（10頁以降参照）

NPO法人を設立するためには、法に定められた書類を添付した申請書（注1）を、山口県知事（以下「県知事」という。）に提出し、設立の認証を受けることが必要です。

提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆に縦覧されることとなります。

また、県知事は、縦覧期間を経過した日から2月以内に認証又は不認証の決定を行います。

設立の認証後、登記することによりNPO法人として成立します。

（注1）申請書の添付書類（下線は、縦覧される書類）

- ・ 定款
- ・ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ・ 就任承諾及び誓約書の謄本
- ・ 住所又は居所を証する書面
- ・ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ・ 第1章2のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
- ・ 設立趣旨書
- ・ 設立についての意思の決定を証する議事録（設立総会議事録）の謄本
- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

4 NPO法人の運営・管理

NPO法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。

(1) 役員

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事はNPO法人を代表（注2）し、その過半数をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、県知事に届け出ることが必要となります。

なお、役員には暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由（注3）があるほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

（注2）理事の代表権については、定款をもって制限することができます。

（注3）次のいずれかに該当する場合は、NPO法人の役員になることはできません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・法の規定に違反したこと等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等
- ・法第43条の規定により設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- ・心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(2) 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

(3) その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。

また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

(4) 事業報告書等

毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、県知事に提出することが必要です。

NPO法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

(5) 定款の変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、県知事の認証が必要です。ただし、下記に関する事項(注4)以外の定款の変更については、県知事の認証は不要です。

なお、この場合にも、定款変更後は県知事に届け出ることが必要となります。

(注4) 定款の変更にあたり県知事の認証が必要となる事項

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- ・ 社員の資格の得喪に関する事項
- ・ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ・ 会議に関する事項
- ・ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ・ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ・ 定款の変更に関する事項

(6) 合併・解散

NPO法人は、総会での議決・県知事の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者(注5)に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。

(注5) 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者

- ・ 他のNPO法人
- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 公益社団法人、公益財団法人
- ・ 学校法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 更生保護法人

(7) 監督等

県知事は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すこともできます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

5 法人格取得後の義務

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させる(注6)とともに、県知事に提出し、一般公開されることとなります。

(注6) 閲覧される書類

- | | |
|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none">・役員名簿・定款・認証・登記に関する書類の写し・事業報告書・財産目録・貸借対照表（事務所への備置き及び所轄庁への提出に加えて、公告も必要となります。）・活動計算書・年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）・社員のうち10人以上の者の名簿 | } 最新のもの |
|--|---------|

※所轄庁で閲覧・謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧・謄写させることとなります。

<参考>事業報告書等の電子文書化について

NPO法人が法の規定に基づき義務付けられている事業報告書等の書面等の保存、作成及び縦覧等については、パソコンなどによる電磁的記録により保存等ができます。

■電磁的記録による保存、作成及び縦覧等の方法

○ 保存方法

書面に記載すべきとされている事項をNPO法人のパソコンに備えられた磁気ディスク等（ファイル又は磁気ディスク、CD-ROM等）に記録した電磁的記録を保存する方法

書面をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法

○ 作成方法

当該書面に記載すべきこととされている事項をNPO法人の使用するパソコンに備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録する方法

○ 縦覧等の方法

当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項をNPO法人の事務所に備え置かれたパソコンの映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う方法

(2) 納 税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された収益事業(注7)から生じる所得に対して課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

(注7) 収益事業（法人税法第2条第13号、同法施行令第5条第1項）

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

※特定非営利活動に係る事業と法人税法上の収益事業の概念は異なるため、特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合があります。税務署の法人税を管轄する部署に相談して下さい。

6 NPO法人に係る県税の支援措置

県では、NPO法人の設立・自立を促進するため、「特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例」（平成14年4月1日施行）に基づき、NPO法人に係る県税の支援措置を講じています。

支援措置の内容は、次のとおりです。手続など詳細については、最寄りの県税事務所又は県庁税務課までお問い合わせください。

(1) 法人の県民税均等割の課税免除

法人の県民税均等割は、所得の有無にかかわらず納税すべき税金ですが、次のいずれかに該当する場合は、法人の県民税均等割（年額21,000円）が免除されます。

① 法人税法上の収益事業を行わないNPO法人の場合

※課税免除を受けるには、県税事務所に次の書類の提出が必要です。

ア 登記事項証明書

イ 定款の写し

② 法人税法上の収益事業を行うNPO法人で、その設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えなかった場合

※課税免除を受けるには、県税事務所に次の書類の提出が必要です。

ア 法人県民税・法人事業税申告書

イ 法人税申告書の写しなど課税免除の要件に該当することを証するに足る書類

(2) 不動産取得税の課税免除

不動産取得税とは、不動産(土地・家屋)の取得に対して課される税金ですが、NPO法人が以下の要件をすべて満たす不動産を取得した場合には、不動産取得税が免除されます。

- ・設立の日から3年以内に取得したもの
- ・定款に定める特定非営利活動に係る事業の用に供するもの
- ・無償で譲渡を受けたもの

※課税免除を受けるには、県税事務所に次の書類の提出が必要です。

ア 不動産取得税申告書

イ 課税免除の要件に該当することを証するに足る書類

- ・登記事項証明書
- ・定款の写し
- ・契約書の写し(無償で譲り受けたことが確認できる書類)
- ・その他必要な資料

(3) 自動車税環境性能割の課税免除

自動車税環境性能割とは、自動車の取得に対して課される税金ですが、NPO法人が、以下の要件をすべて満たす自動車を取得した場合には、自動車税環境性能割が免除されます。

- ・設立の日から3年以内に取得したもの
- ・定款に定める特定非営利活動に係る事業の用に供するもの
- ・無償で譲渡を受けたもの

※課税免除を受けるには、山口県税事務所自動車税課に次の書類の提出が必要です。

ア 自動車税環境性能割申告書

イ 上記事実を証するに足る書類

- ・登記事項証明書
- ・定款の写し
- ・無償で譲り受けたことが確認できる書類
- ・その他必要な資料

◎ 県税についての問い合わせ先

県税事務所等	所在地	電話番号
岩国県税事務所	〒740-8516 岩国市三笠町1-1-1	0827(29)1500
柳井県税事務所	〒742-0031 柳井市南町3-9-3	0820(23)2121
周南県税事務所	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834(33)6411
山口県税事務所	〒753-0064 山口市神田町6-10	083(925)5750
山口県税事務所自動車税課	〒753-0821 山口市葵1-5-58	083(922)7691
宇部県税事務所	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50	0836(21)2118
下関県税事務所	〒751-0823 下関市貴船町3-2-1	083(223)7191
萩県税事務所	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838(25)3111
県庁税務課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083(933)2270

7 山口県中小企業制度融資の利用について

以下の要件を充たすNPO法人については、中小企業制度融資を利用できます。（一部の資金を除く。）

（詳細）山口県経営金融課ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/85/21831.html>

（１）山口県中小企業制度融資の概要

融資限度額	500,000千円（利用する資金により異なる）
融資利率	1.1% ～ 2.6%（利用する資金により異なる）
保証料率	0.34% ～ 2.21%（利用する資金により異なる）
融資期間(最長)	20年（利用する資金により異なる）
お問い合わせ先 融資申込先	県内の取扱金融機関

（２）対象となるNPO法人

① 規模

業 種	従業員数
工業等	300人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
サービス業	100人以下

② 業種

農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種を行っていることが必要です。
（ただし、一部の業種によっては対象とならない場合があります。）

③ 事業歴

県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていることが必要です。
（一部資金については、要件が緩和されています。）

④ 資金使途

事業資金であることが必要ですが、転売用不動産の取得とみられるものなど資金使途によっては、対象とならないものがあります。

⑤ その他

事業税の滞納がないこと、信用保証協会の求償権先でないこと等の条件があります。

（３）利用できない資金

- ・組合事業資金
- ・スタートアップ創出促進資金
- ・小規模企業支援小口資金（医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能）
- ・経営改善・再生支援資金
- ・ビジネスモデル再構築支援資金（計画の承認等の対象にNPO法人が含まれる場合は利用可能）

8 設立・運営等についての問い合わせ先等

【相談窓口】

やまぐち県民活動支援センター

〒753-0064

山口市神田町1-80 防長青年館（パルトピアやまぐち）2階

T E L 083-934-4666 F A X 083-934-4667

E-m a i l yamas@kenmin.pref.yamaguchi.lg.jp

（開館時間）火曜日～金曜日 9：00～21：00

土曜日・日曜日 9：00～17：00

（閉館日）月曜日・祝日・12月29日から1月3日（年末年始）

【担当窓口】

県庁県民生活課及び権限移譲市町（次の表のとおり）

※事務所が県外又は2以上の市町に所在する場合は、県民生活課で受付等を行います。

※認定・特例認定に関するお問い合わせは県民生活課で受付等を行います。

担当窓口	所在地及び連絡先	所 管 区 域
長門市市民活動支援センター	〒759-4101 長門市東深川1324番地1 長門市市民活動支援センター1F TEL 0837-27-0071 FAX 0837-22-3037 E-Mail shiminshien@city.nagato.lg.jp	長門市にのみ事務所を有する場合
周南市 地域づくり推進課	〒745-8655 山口県周南市岐山通1-1 TEL 0834-22-8412 FAX 0834-22-8428 E-Mail kyodo@city.shunan.lg.jp	周南市にのみ事務所を有する場合
県庁県民生活課	〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL 083-933-2614 FAX 083-933-2629 E-Mail npo@pref.yamaguchi.lg.jp	上記以外

【様式】

山口県に提出する申請及び届出に係る書類の様式については、山口県のホームページ（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/14602.html>）に掲載していますので、必要な様式をダウンロードして書類を作成してください。

【参考サイト】

- ・内閣府NPOポータルサイト（<https://www.npo-homepage.go.jp/>）
- ・山口県県民活動スーパーネット（<https://www.kenmin.pref.yamaguchi.lg.jp/>）
- ・NPO 法人会計基準協議会 みんなで使おう！「NPO 法人会計基準」
（<http://www.npokaikeikijun.jp/>）

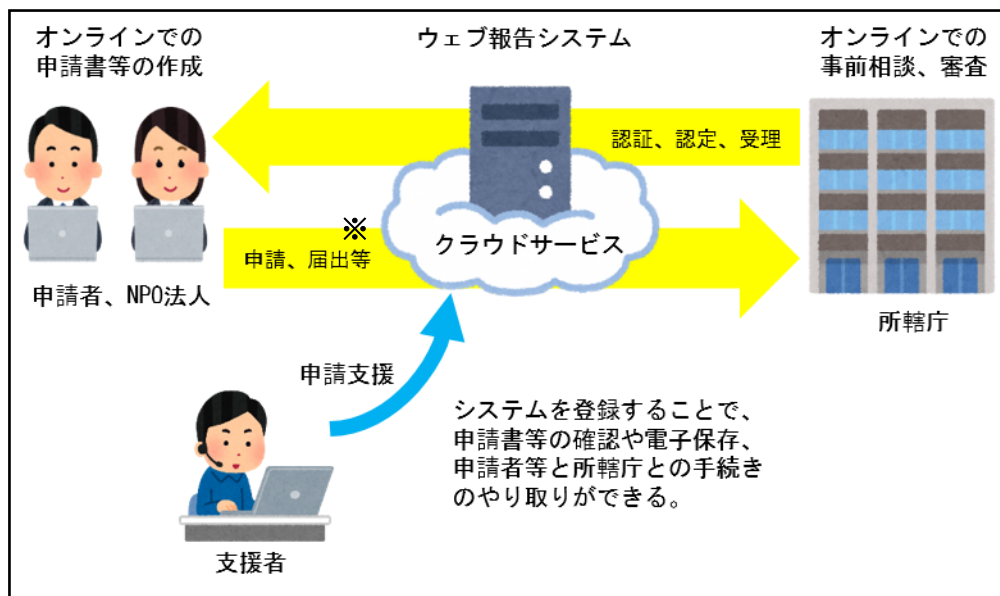
◎ウェブ報告システムによる書類の提出について

～NPO法に係る申請・届出等の手続きをオンラインで行うことができます～

山口県では、「内閣府NPO法人ポータルサイト」内でNPO法に係る申請・届出手続等をオンラインで可能とする「ウェブ報告システム」の運用を、令和5年4月から開始しました。

※従来通り、書面（窓口持参・郵送）による提出も可能です。

1 ウェブ報告システムでできること



※ 修正等のやり取りも、基本的には本システムを利用します。

原本の送付等、オンラインで完結しない手続きもあります。

2 ウェブ報告システムの利用方法

内閣府NPO法人ポータルサイトにアカウント登録をすることでご利用いただけます。

アカウント登録や利用方法等は、内閣府NPO法人ポータルサイトをご確認ください。

■アカウントの新規登録・ウェブ報告システムの利用マニュアルについて

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation?flag=create-user>

■ウェブ報告システム ログイン トップ

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login>

※ログイン方法の説明動画が下部に掲載されていますので、ご活用ください。

3 ウェブ報告システムの操作等に関するお問い合わせ先

アカウント登録やシステムの操作方法等に関しては、下記サポートデスクまでお問合せください。県へお問い合わせいただいた場合でも、こちらのサポートデスクをご案内させていただきますので、ご了承ください。

■サポートデスク

TEL 0800-170-651（受付時間：平日9：30～11：59、13：00～18：00）

■お問い合わせフォーム（NPO法人限定）

<https://form.cao.go.jp/npo/opinion-0017.html>

第2章 NPO法人の設立について

1 設立の手続

(1) 認証の申請

ア NPO法人を設立するためには、以下の書類を添付した申請書を県民生活課又は権限移譲市町に提出し、設立の認証を受ける必要があります。

- ・ 定款
- ・ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ・ 就任承諾及び誓約書の謄本
- ・ 役員の住所又は居所を証する書面（※）
- ・ 社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ・ 確認書
- ・ 設立趣旨書
- ・ 設立についての意思の決定を証する議事録（設立総会議事録）の謄本
- ・ 設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画書
- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

※ 本書面については、県では住基ネットを活用して確認することとしていますので、基本的には提出する必要がありません。ただし、住基ネットで確認できない場合は、役員の住所又は居所を証する書面を提出していただくことになります。また、本書面として住民票の写しを提出する場合は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

イ 県知事は、認証の申請があった場合には、前記アの下線の書類（役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下、「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用により公表します。

ウ 県知事は、認証又は不認証の決定を行うまでの間、縦覧事項の公表を行います。

エ 申請書類受理後に書類に不備があるときは、その不備が県の条例で定める軽微なもの（注1）である場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間に満たない場合に限る。）。

補正をする場合は、申請書等補正申立書の提出が必要です。（43頁参照）

（注1）「軽微なもの」とは、申請の内容に影響がないものであり、かつ、誤記又は明白な誤りに係るものをいいます。

(2) 認証又は不認証の決定

県知事は、正当な理由がない限り、縦覧期間の2週間経過後、2月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。

(3) NPO法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことでNPO法人が成立します。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります。

NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を県知事に届け出なければなりません。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときは、県知事が認証を取り消すことがあります。

2 認証の基準

県知事は、NPO法人を設立しようとする者からの申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません。

- ① 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係るNPO法人が特定非営利活動(注2)を行うことを主たる目的(注3)とし、営利を目的としないもの(注4)であって、次のア及びイのいずれにも該当し、その活動が、次のウ～オのいずれにも該当する団体であること
 - ア 社員(注5)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと(注6)
 - イ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の総数の3分の1以下であること
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと(注7)
 - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
 - オ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと(注8)
- ③ 当該申請に係るNPO法人が以下に該当しないものであること
 - ・暴力団
 - ・暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ④ 当該申請に係るNPO法人が10人以上の社員を有するものであること

(注2)「特定非営利活動」とは、下表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです。また、「不特定かつ多数」とは、NPO法人の活動によって利益を受ける者、いわゆる受益者の範囲の限定をしないということで、すなわち私益や共益でなく、社会一般の利益を意味するものです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動(2) 社会教育の推進を図る活動(3) まちづくりの推進を図る活動(4) 観光の振興を図る活動(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動(7) 環境の保全を図る活動(8) 災害救援活動(9) 地域安全活動(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動(11) 国際協力の活動(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動(13) 子どもの健全育成を図る活動(14) 情報化社会の発展を図る活動(15) 科学技術の振興を図る活動(16) 経済活動の活性化を図る活動(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動(18) 消費者の保護を図る活動(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動(20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動(※) |
|--|

※ 山口県では、次の理由から新たな活動項目を追加していません。

- ・他に定められている19の活動分野で非営利活動の分野をカバーできること
- ・追加はあくまでも19分野に準ずる内容とされているため、分野が広げられるわけではないこと
- ・新たな活動分野を定款に定めた法人は同じ分野を定めていない所轄庁への移転が認められないこと

(注3)「主たる目的」とは、全体の半分以上を当該事業が占めている状態を言い、その他の事業を行う場合、その他の事業の規模が特定非営利活動に係る事業の規模を超えないことが必要です。この場合において、事業規模については、事業計画書や活動予算書における事業内容、活動頻度、活動範囲、従事予定者数、受益対象者の範囲、参加予定人数、収入・支出予定額等を総合的に勘案して判断します。

(注4)「営利を目的としない」とは、収益を分配しないことであると理解されています。このため、特定非営利活動に係る事業における余剰金やその他の事業における収益、いわゆる「利益」の分配にあたる行為は認められていません。従って、配当などの剰余金の分配行為は認められません。役員報酬等人件費が事業の内容や当該収支計画の内容に照らして著しく高額である場合は、事実上の分配行為とみなす場合があります。

(注5)「社員」とは、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つものがこれに該当します。会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

(注6)「資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」という規定は、市民が行う自由な社会貢献活動を具現化し、社員の入退会の自由を広く保障しようとするものです。市民に開かれていることが、NPO法人の特長であり、その公益性を立証する一つの手段ともなることから、本規定は非常に重要な意味を有しています。また、「不当な条件」に当たるかどうか具体的に判断する基準の例は次のとおりです。

- ① 入会及び除名に際して、法人の目的や事業の内容に照らして、合理的な説明のつかない条件がついていないこと
- ② 入退会の任意性が保証されていること
- ③ 退会や除名に際して、合理的な説明のつかない手続きが記載されていないこと
- ④ 入会金等が法人の目的や事業の内容に照らして著しく高額で、入会の障害となっていないこと

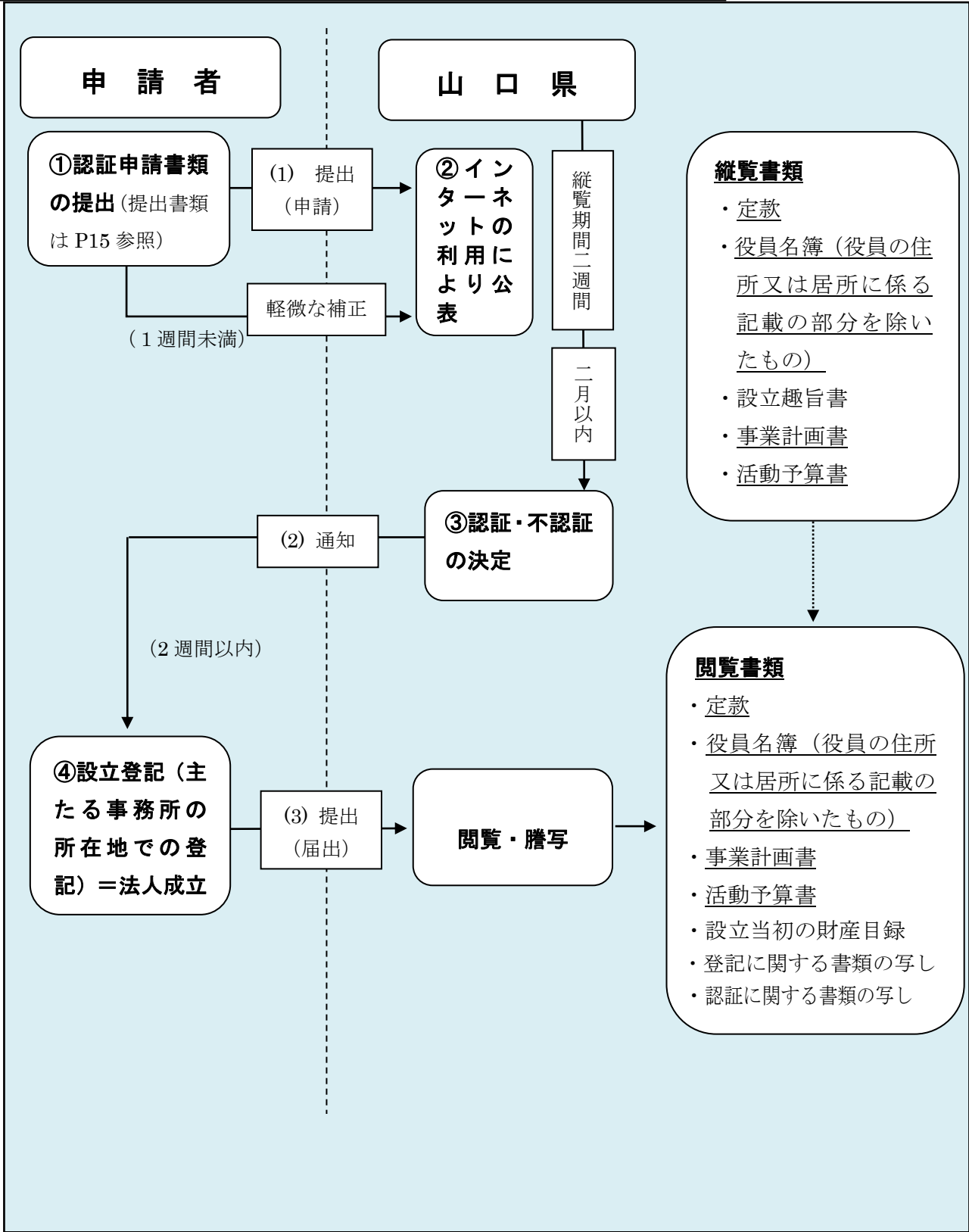
(注7) 役員として、理事3名以上、監事1名以上が必要です。また、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。

(注8) 法では、宗教活動や政治活動を主たる目的として行うことはできません。裏返せば、従たる目的として行うことは制限されていません。ただし、この場合、定款にその他の事業として宗教活動や政治活動を行うことを明記する必要があります。

「主たる目的」として宗教活動や政治活動を行う団体で無いことは確認書で確認できますが、宗教活動や政治活動を「従たる目的」で行う場合には、定款、設立趣旨書、議事録、事業計画書、活動予算書でもその活動が従たる目的として行われることが明確に記載されている必要があります。

(注9) NPO法人は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」（法第2条第1項）と規定されているため、特定の公職者や候補者・政党に関する選挙活動は、従たる目的であっても行うことはできません。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



縦覧書類のうち、下線の定款、役員名簿、事業計画書及び活動予算書については、設立登記完了届提出後に閲覧書類とします。

○ 認証申請から設立登記の届出までの提出書類一覧

(1) 認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
設立認証申請書	16
定款	17
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	29
就任承諾及び誓約書の謄本	30
役員の住所又は居所を証する書面 (※)	—
社員のうち10人以上の者の名簿	31
確認書	32
設立趣旨書	33
設立についての意思の決定を証する議事録(設立総会議事録)の謄本	34
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	35
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	39

※ 原則、住基ネットで確認しますので、提出する必要はありません。確認できない場合は、書面を提出していただくこととなります。本書面として住民票の写しを提出する場合は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

(2) 認証申請書類の補正時に提出する書類

申請書等補正申立書	43
-----------	----

(3) 法人成立後の届出書類一覧

提出書類のリスト	参照ページ
設立登記完了届	44
登記事項証明書	—
設立当初の財産目録	45

記載例

第1号様式（施行規則第2条関係）

1部提出する

特定非営利活動法人設立認証申請書

提出年月日をもれなく記載する

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

定款の記載と完全に一致させる

（電話 局 番）

特定非営利活動法人 の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿
- 3 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 6 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができる
なお、括弧やカギ括弧等は用いることができない

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)
- (2)
- ⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 〇〇〇〇〇事業
 - ② 〇〇〇〇〇事業
 - ⋮
- (2) その他の事業
 - ① △△△△△事業
 - ② △△△△△事業
 - ⋮

この欄における「法」とは、「特定非営利活動促進法」をいう。

＜第 条＞と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。

＜第1条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第2号）

＜第2条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第4号）

注：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。

＜第3条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第1号）

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

＜第4条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第3号）

注：法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

＜第5条＞…必要的記載事項（法第11条第1項第3項及び第11号）

参考：法第5条

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

参考：第2項…法第5条第1項

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11条第1項第5号）

参考：法第2条第2項第1号イ

<第6条>

注1：ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法第2条第2号第1項イ）

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

(除名)
第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)
第 12 条 この法人に次の役員を置く。
(1) 理事 ○○人
(2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1 人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)
第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)
第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

<第 4 章>…役員に関する事項は必要的記載事項(法第 11 条第 1 項第 6 号)

<第 12 条>

注 1 : 第 1 項…理事の定数は 3 人以上、監事の定数は 1 人以上としなければならない(法第 15 条)。

注 2 : 「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注 3 : 第 2 項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第 13 条>

注 1 : 第 1 項…総会以外で役員を選任することも可能。

注 2 : 第 3 項…法律上は、理事・監事が 6 人以上の場合に限り、配偶者もしくは 3 親等以内の親族を 1 人だけ役員に加えることができる(法第 21 条)。

参考 : 第 4 項…法第 19 条

<第 14 条>

注 1 : 第 1 項・第 2 項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、その旨を明記することが望ましい(法第 16 条)。

注 2 : 第 3 項…副理事長が 1 人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

注 3 : 第 4 項…理事全員が代表権を有する場合は、その旨を明記しなければならない(法第 16 条)。

参考 : 第 5 項…法第 18 条

注 4 : 監事は代表権を有しない。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

<第15条>

注1：第1項…必要的記載事項（法第24条第1項（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第13条において **役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り**、法第24条第2項の規定に基づき、任期延長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできない。

<第16条>

参考：法第22条

<第17条>

注：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

参考：第1項…法第2条第2項第1号ロ

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法第11条第1項第7号)

<第20条>

参考：法第14条の2及び法第14条の3

<第22条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項(法第14条の5)。

なお、法定の総会議決事項(定款変更、解散及び合併)以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる(第31条参照)。

<第23条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある(法第14条の2)。

参考：第2項第1号…法第14条の3第1項

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能(法第14条の3第2項)

<第24条>

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければならない(法第14条の4)。

<第26条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である(法第25条)。

<第27条>

参考：第1項…法第14条の6

注：第3項…書面以外に電磁的記録(法規2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法第14条の9第1項)

<第28条>

参考：第1項及び第2項…法第14条の7

注：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる(法第14条の7第3項)。(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する(法規1の2)。)

参考：第4項…法第14条の8

注：第3項…書面以外に電磁的記録(法規2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法第14条の9第1項)

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法第11条第1項第7号)

<第31条>

注：総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

参考：第2項…法第17条

録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

＜第7章＞…必要的記載事項（法第11条第1項第8号及び第9号）

＜第38条＞

＜第39条＞

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

＜第40条＞

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

＜第41条＞

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

＜第42条＞

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない（法第5条第2項）。

＜第43条～第45条及び第48条＞

注：平成15年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている（法第27条第1項）。

現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

<第47条>…必要的記載事項(法第11条第1項第10号)

<第8章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項(法第11条第1項第12号及び第13号)

<第49条>

参考：法第25条

注1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

注2：法第25条第3項に規定する以外の事項は、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)(第2条参照)、役員の定数に関する事項(第12条参照)、資産に関する事項(第7章参照)、会計に関する事項(第7章参照)、事業年度(第47条参照)、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項(第8章参照)、公告の方法(第9章参照)をいう。

<第50条>

参考：第1項…法第31条第1項
第1号…法第31条第1項第1号
第2号…法第31条第1項第3号
第3号…法第31条第1項第4号

- (5) 破産手続開始の決定
 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 (7)
 …
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 (残余財産の帰属)
- 第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。
- (合併)
- 第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
- 第9章 公告の方法
- (公告の方法)
- 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

第4号…法第31条第1項第5号
 第5号…法第31条第1項第6号
 第6号…法第31条第1項第7号
 第7号以下…法第31条第1項第2号
 （定款で定めた解散事由の発生）

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる（法第31条の2）。

参考：第3項…法第31条第2項

<第51条>…法第11条第3項、法第32条

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない。（法第11条第3項）

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる。（法第32条第2項、第3項）

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法第34条）。

<第9章>…必要的記載事項（法第11条第1項第14号）

<第53条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある（法第28条の2）。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

⋮

監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

⋮

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・ この法人のホームページ
	・ 内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場 (に掲示)

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる(法第 28 条の 2 第 3 項)。

注 3 : 官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。
①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告
②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告
(法第 31 条の 10 第 4 項及び法第 31 条の 12 第 4 項)

<附則>

注 1 : 設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注 2 : 第 2 項…必要的記載事項(法第 11 条第 2 項)

役員名簿の記載内容と一致させる。

注 3 : 第 3 項…至年月日は、成立の日から 2 年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員入会金 ○○○円
正会員会費 □□□円（1 年間分）
- (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 ▽▽▽円（1 年間分）

任期の末日を事業年度の末日の 2 ～ 3 ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第 15 条注 2 参照）。

注 4 第 6 項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事 長	やまぐち たろう 山 口 太 郎	山口県山口市滝町一番一号	無
副理事長			
〃		役員の電話番号等、住所以外の個人 情報は記載不要	
理 事			
〃			
〃			
〃			
監 事			
〃			
〃			

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

謄本を1部ずつ提出する
原本は申請者が保管する

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

住民票等によって証された氏名、
住所又は居所を記載する。

監事の場合は監事と
記載する

住所又は居所
氏名 〇〇〇〇

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

特定非営利活動促進法第20条の要件

- 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
 - 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
 - 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
 - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（役員総数5人以下の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない

（役員総数6人以上の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい

社員のうち10人以上の者の名簿

社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことである

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
	社員の電話番号等、住所以外の個人情報 は記載不要

注1：10人以上記載すること。
注2：法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、【 】年【 】月【 】日に開催された設立総会において確認しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 設立代表者 住所又は居所
 氏名 〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立（合 併）趣 旨 書

1 趣 旨

- ・定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢や問題点
- ・活動実績がある場合は、これまで取り組んできた活動内容等
- ・法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
- ・法人格が必要となった理由

2 申請に至るまでの経過

- ・法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 氏 名

謄本を1部提出する
原本は申請者が保管する

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 出席者数 〇〇名
- 4 審議事項

- ・ 法人の設立に係る事項の確認（設立趣旨、定款、役員、事業計画・活動予算書等）
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認
- ・ 設立についての意思の決定
- ・ その他、設立認証申請に係る事項の確認

等

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇〇〇
議事録署名人 △△△△
同 □□□□

(備考)

※3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

定款附則の「設立当初の事業年度」
の期間と一致させる

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

実施する予定の事業は、(A)
から (E) までの事項をもれな
く記載する

活動予算書の事業費と合計
額を一致させる

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	(A) 年2回(5月と10月に行う。) (B) 地域の通学路や駅周辺 (C) 20人	(D) 通学路や駅を利用する市民 (E) 不特定多数	500
② 活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。 ・本年度は、来年度の開設に向けた開設準備委員会を発足させる。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
③ 自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	(A) 年1回(1月に開催する。) (B) □□市文化会館 (C) 8人	(D) 自然環境の保護に関心がある市民 (E) 50人	600

その他の事業を行う場合のみ記載する

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、(A)から (C)までの事項を漏れなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・ 会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年1回 (12月) (B) ○○会館 (C) 20人	100
② 花だんの手入れを行う事業	・ 請負先の病院や老人ホームの敷地内において、花だんの手入れを行う。	(A) 通年行う。 (B) ○○病院 △△老人ホーム (C) 12人	400
③ 講演録を出版し販売する事業	・ 当法人が主催する自然環境の保護に関する講演会の講演録を出版し、販売する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	—

活動予算書の事業費と合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

〇〇年度事業計画書
〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

実施する予定の事業は、(A)から(E)までの事項を漏れなく記載する

活動予算書の事業費と合計額を一致させる

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①環境美化を目的として清掃を行う事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	(A) 年2回(5月と10月に行う。) (B) 地域の通学路や駅周辺 (C) 20人	(D) 通学路や駅を利用する市民 (E) 不特定多数	600
②活動支援を目的として助言を行う事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。	(A) ホームページの開設後、随時実施する。 (B) 主たる事務所 (C) 3人	(D) 助言を希望する団体 (E) 4団体	200
③自然環境の保護に関する講演会を開催する事業	・大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	(A) 年2回(1月と7月に開催する。) (B) □□市文化会館 (C) 9人	(D) 自然環境の保護に関心がある市民 (E) 各回60人	1,300

その他の事業を行う場合のみ記載する

特定非営利活動に係る事業の事業内容とその他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、(A)から (C)までの事項を漏れなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年1回 (12月) (B) ○○会館 (C) 20人	100
② 花だんの手入れを行う事業	・請負先の病院や老人ホームの敷地内において、花だんの手入れを行う。	(A) 通年行う。 (B) ○○病院 △△老人ホーム (C) 12人	1,000
③ 講演録を出版し販売する事業	・当法人が主催する自然環境の保護に関する講演会の講演録を出版し、販売する。	(A) 年1回 (3月に出版し、同月から販売する。) (B) ・○○市内の書店 ・本法人のホームページを活用し、通信販売を行う。 (C) 5人	380

活動予算書の事業費と合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別表として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例・記載例

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

3部提出する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5 その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		× × ×	
.....		× × ×	
経常外収益計			× × ×
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		× × ×	
.....		× × ×	
経常外費用計			× × ×
当期正味財産増減額			× × ×
設立時正味財産額			× × ×
次期繰越正味財産額			× × ×

次期事業年度活動予算書の
「前期繰越正味財産額」と金
額が一致することを確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

(注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

※設立当初の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」（81頁～）を参考に作成してください。

様式例・記載例

次期事業年度の自至年月
日を記載

〇〇年度 活動予算書

3部提出する

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額		
I 経常収益				
1 受取会費		×××		
正会員受取会費		×××		
賛助会員受取会費		×××	×××	
.....				
2 受取寄附金		×××		
受取寄附金		×××		
施設等受入評価益		×××	×××	
.....				
3 受取助成金等		×××		
受取民間助成金		×××	×××	
.....				
4 事業収益			×××	
〇〇事業収益				
5 その他収益		×××		
受取利息		×××		
雑収益		×××	×××	
.....				
経常収益計				×××
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....		×××		
人件費計		×××		
(2) その他経費		×××		
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
施設等評価費用		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....		×××		
その他経費計			×××	
事業費計				
2 管理費				
(1) 人件費		×××		
役員報酬		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....		×××		
人件費計		×××		
(2) その他経費		×××		
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....		×××		
その他経費計			×××	
管理費計				
経常費用計				×××
当期経常増減額				×××

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		× × ×	
.....		× × ×	
経常外収益計			× × ×
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		× × ×	
.....		× × ×	
経常外費用計			× × ×
当期正味財産増減額			× × ×
前期繰越正味財産額			× × ×
次期繰越正味財産額			× × ×

当初年度活動予算書（前事業年度活動計算書）の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

(注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

※次期事業年度の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」（81頁～）を参考に作してください。

記載例

1部提出する

第1号様式の2（施行規則第3条の2関係）

特定非営利活動法人申請書等補正申立書

提出年月日をもれなく
記載する

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申立者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

補正する書類を記載する。

年 月 日に申請した

について不備が

第10条第4項

あったので、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条
第34条第5項において準用する同法第10条
第4項の規定により、関係書類を添えて申し立てます。

第4項

添付書類

- 1 補正後の申請書又は添付書類
- 2 申請書又は添付書類の補正の理由を記載した書面
- 3 申請書又は添付書類の新旧対照表

注 申立者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

1部提出する

記載例

第2号様式（施行規則第4条関係）

提出年月日をもれなく
記載する

特定非営利活動法人設立登記完了届

年 月 日

山口県知事 様

法人の名称、所在地、代表者名等を記入する。

郵便番号

届出者 主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

（電話 局 番）

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書
- 2 設立当初の財産目録

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式例・記載例

登記事項証明書に記載
してある法人設立の年
月日を記載する

設立当初の財産目録
××年×月×日現在

3部提出する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

正味財産＝資産合計－負債合計

※設立当初の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」(81頁～)を参考に作成してください。

第3章 NPO法人の管理・運営について

1 NPO法人の報告義務

(1) 事業報告書等の提出

NPO法人は、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書等（下表①～⑦の書類）を県知事に提出しなければなりません。

なお、県知事は、NPO法人から3年以上にわたって事業報告書等の提出が行われないときは、NPO法人の設立の認証を取消することができます。

○毎事業年度初めの3月以内に提出する書類

提出書類のリスト			参照ページ
①	事業報告書等提出書		64
②	事業報告書	事業報告書等 計算書類	65
③	活動計算書		67
④	貸借対照表		71
⑤	財産目録		75
⑥	年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）		90
⑦	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		91

<※注意>

事業報告書等について、計算誤りや突合すべき金額が一致しておらず、修正を依頼する事例が多く見受けられます。修正の対応をされない場合は、修正依頼後概ね2か月を目安に、誤りがあるまま受理し、情報公開する場合があります。

次頁の「事業報告書等提出前チェックリスト」を参考に、提出書類の事前確認をお願いします。

なお、NPO法人の報告義務は、情報公開を通じてNPO法人を広く市民の監督下におき、市民による緩やかな監視、あるいはこれに基づくNPO法人の自浄作用による改善発展を期待して課せられたものです。適切な情報公開に努めましょう。

◆ 事業報告書等提出前チェックリスト ◆

提出書類	記載事項及び確認箇所	確認欄
1 □提出書	記載内容は具備されているか。 (提出日、所在地・法人名称・代表者氏名・電話番号、前事業年度の期間が記入されているか。)	適 ・ 否
2 □事業報告書 (3部)	表題の年度、事業年度の期間が正確か。	適 ・ 否
	事業名は定款に定められた事業と一致しているか。	適 ・ 否
	実施した事業については、(A)～(E)までの事項が記載されているか。 その他の事業については、(A)～(C)までの事項が記載されているか。	適 ・ 否
	事業費の金額が書かれている場合、活動計算書の事業費と合計額が一致しているか。	適 ・ 否
3 □活動計算書 (3部)	事業期間と法人名が正しく記載されているか。	適 ・ 否
	計算ミスはないか。	適 ・ 否
	「前期繰越正味財産額」は、前の事業年度の活動計算書の「次期繰越正味財産額」と一致しているか。	適 ・ 否
	「次期繰越正味財産額」は貸借対照表の「正味財産額」と一致しているか。	適 ・ 否
	その他の事業がある法人は、その事業について記載があるか。	適 ・ 否
	その他の事業がある法人は、その収益を、特定非営利活動法人の事業に全額繰り入れているか。	適 ・ 否
	その他事業の支出額は、特定非営利活動に係る事業の支出額を上回っていないか。	適 ・ 否
4 □貸借対照表 (3部)	事業年度の末日の日付、法人名が記載されているか。	適 ・ 否
	計算ミスはないか。	適 ・ 否
	「前期繰越正味財産額」は、前の事業年度の貸借対照表の「正味財産合計」と一致しているか。	適 ・ 否
	「資産合計」は、「負債及び正味財産合計」と一致しているか。	適 ・ 否
5 □財産目録 (3部)	事業年度の末日の日付、法人名が記載されているか。	適 ・ 否
	計算ミスはないか。	適 ・ 否
	貸借対照表の金額と一致しているか。	適 ・ 否
	「資産合計」について、「負債合計」と「正味財産」の合計額と一致しているか。	適 ・ 否
6 □年間役員名簿 (3部)	法人名が記載されているか。	適 ・ 否
	理事3名以上、監事1名以上いるか。 (定款でそれ以上の人数を定めている場合、定款の定数を満たしているか。(定款：理事　,監事　))	適 ・ 否
	就任期間を書いているか。	適 ・ 否
	前事業年度中に役員変更がある場合、役員変更届は提出されているか。	適 ・ 否
	報酬を受けた期間は書いてあるか。	適 ・ 否
	報酬を受けた人数は、役員総数の1/3か。	適 ・ 否
7 □社員のうち10人以上の者の名簿 (3部)	事業年度の末日の日付、法人名が記載されているか。	適 ・ 否
	10人以上の社員が書かれているか。	適 ・ 否

(2) 貸借対照表の公告

NPO法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

(注1) ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります。また、一度掲載することで公告となります。

(注2) ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。

(注3) ③を選択した場合は、公告をしなければならない期間（以下「公告期間」という。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります。

(注4) ③を選択した場合、公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません。

- a 公告の中断が生ずることにつきNPO法人が善意でかつ重大な過失がないこと又はNPO法人に正当な事由があること
- b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと
- c NPO法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと

(注5) ④の「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています。

(注6) ④を選択した場合、公告期間は、「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります。

（３）役員変更等の届出

NPO法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更（注７）があった場合には、県知事に変更後の役員名簿を添えて、役員変更届を届け出なければなりません。

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を県知事に提出する必要があります。（注８）

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、２週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。

（注７）「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①～⑧が該当します。

- ①新任、②再任、③任期満了、④死亡、⑤辞任、⑥解任、
⑦住所又は居所の異動、⑧改姓又は改名

※理事から監事、監事から理事への役職変更も新任に含まれます。

（注８）「役員の住所又は居所を証する書面」は、原則、住基ネットで確認しますので、提出する必要はありません。確認できない場合は、書面を提出していただくこととなります。本書面として住民票の写しを提出する場合は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

《参考》 定款による代表権の定めについて

定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合（注９）には、その旨を登記しなければなりません。また、特定の理事（理事長等）のみが、NPO法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、代表権を有しない理事については、登記する必要はありません。

代表権を有しない理事を登記している場合は、「代表権の喪失」の変更登記を行わなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20万円以下の過料に処せられることがあります。

（注９）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該NPO法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

＜※注意＞

NPO法人の役員の任期は２年以内であるため、少なくとも必ず２年に一度は役員変更届の提出が必要です。任期満了後に全役員が再任された場合であっても、「任期満了に伴う再任」という変更事由による役員変更届を提出してください。

また、代表権を有する理事に変更がある場合（再任を含む。）は、登記を要します。登記を怠った場合には、過料に処せられることがあります。

○ 役員変更等の届出書類

(1) 役員変更があった場合に提出する書類

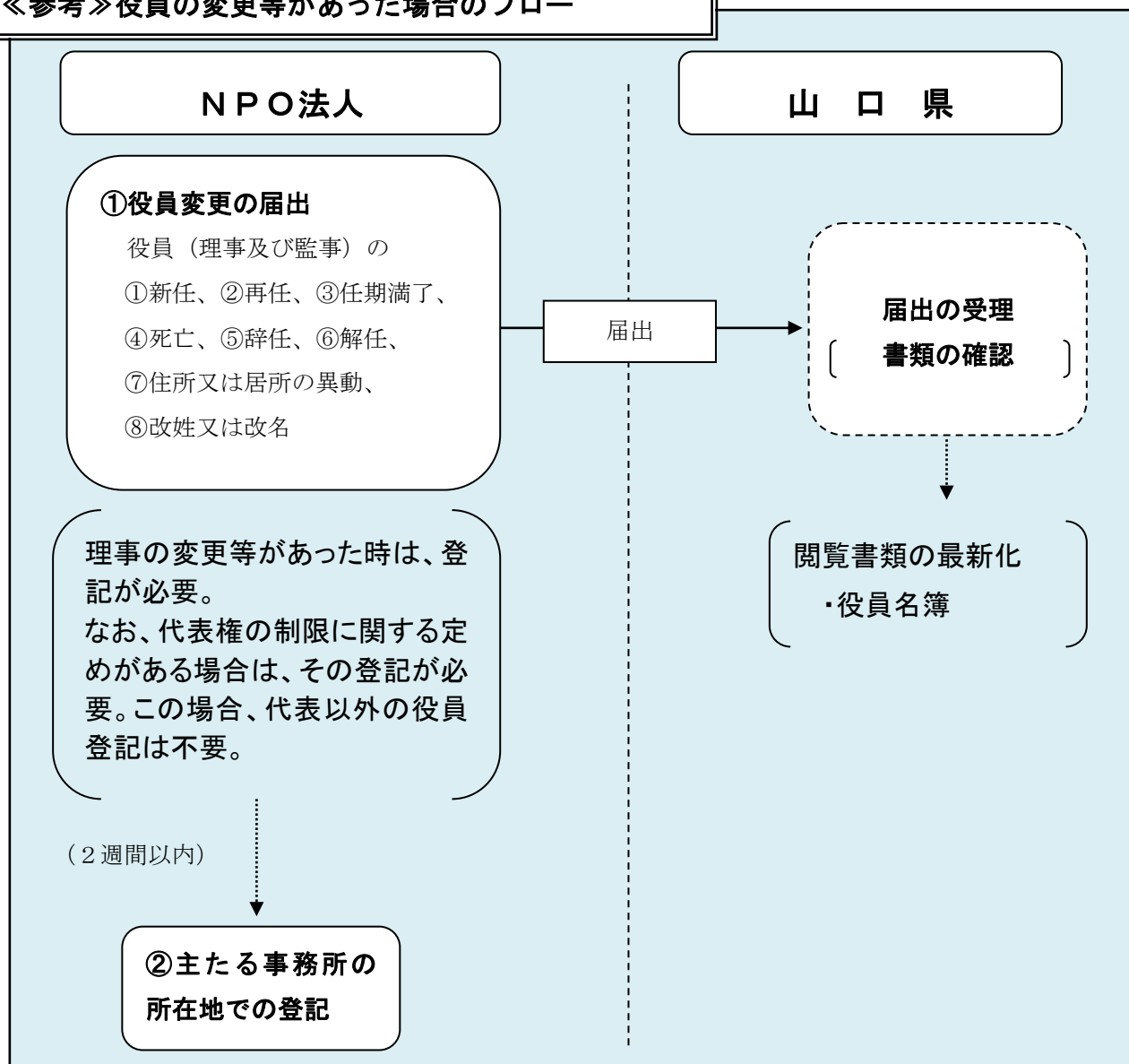
提出書類のリスト	参照ページ
役員変更届	92
変更後の役員名簿	29

(2) 前記のほか、役員が新たに就任した場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
就任承諾及び誓約書の謄本	93
役員の住所又は居所を証する書面（※）	—

※ 原則、住基ネットで確認しますので、提出する必要はありません。確認できない場合は、書面を提出していただくこととなります。本書面として住民票の写しを提出する場合は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

《参考》役員の変更等があった場合のフロー



(4) 仮理事の選任

NPO法人の理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害が生じる恐れがあるときは、県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければなりません。

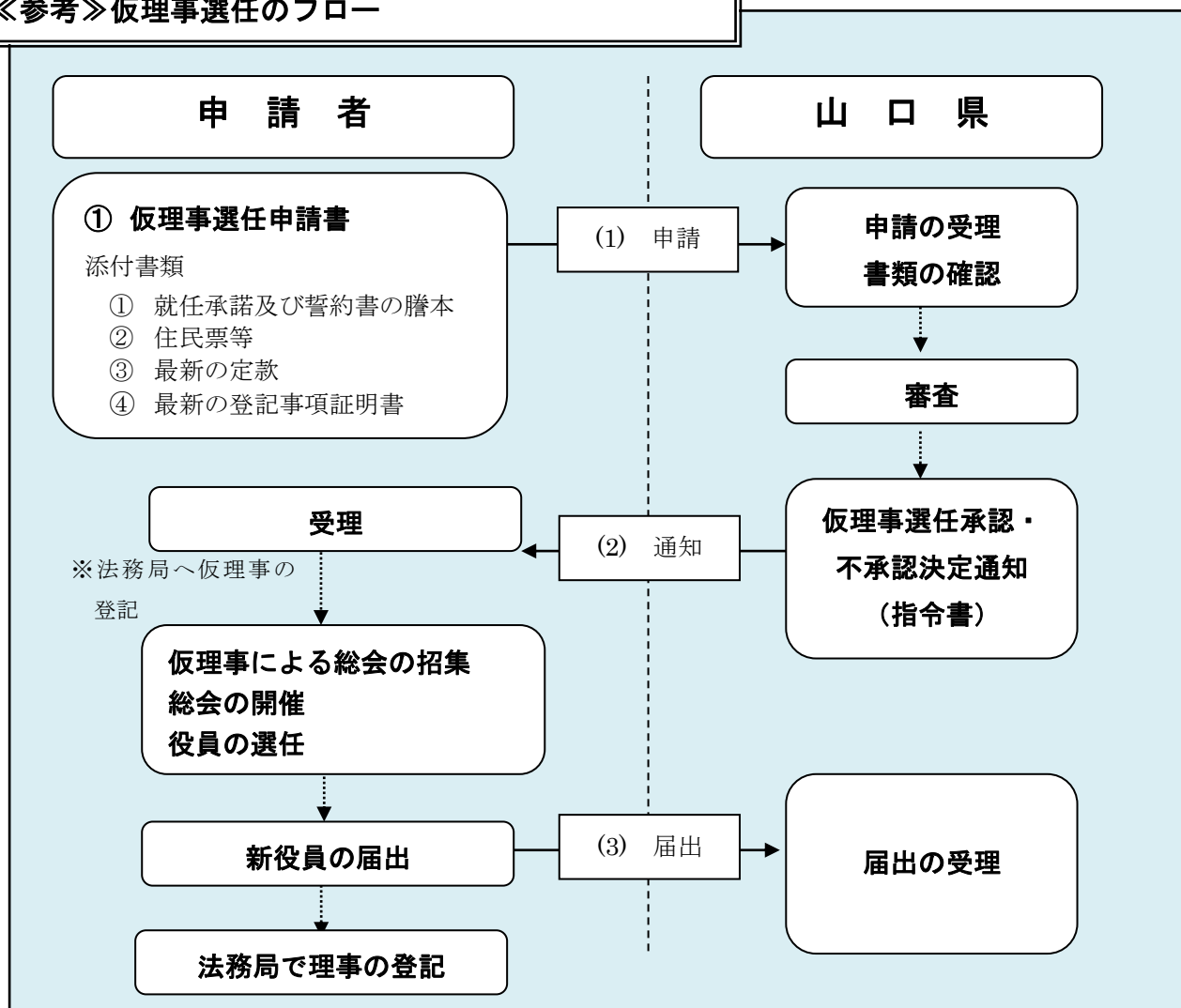
仮理事選任後は、速やかに理事選任のための総会（定款で理事の選出を理事会で行うとしているNPO法人の場合は、理事会）を開催し、新たな理事を選任する必要があります。

○ 仮理事選任の申請書類

提出書類のリスト	参照ページ
仮理事選任申請書	94
就任承諾及び誓約書の謄本	93
仮理事候補者の住所又は居所を証する書面（※）	—
最新の定款	—
最新の登記事項証明書	—

※ 住民票の写しを提出する場合は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

《参考》仮理事選任のフロー



（５） 特別代理人の選任

NPO法人と理事（代表権を有する者）との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有さず、この場合、県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければなりません。（注１０，１１）

（注１０）理事長以外に代表権を有する理事がいる場合には、その理事が契約当事者となることから、特別代理人を選任する必要はありません。

（注１１）定款に「理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長がその職務を代行する」というような代理の定めがある場合は、申請の必要はありません。

しかし、契約の相手側から見た場合には、契約時において、契約する法人の代表権者となる副理事長に実際の代表権があるか否かが必ずしも明確ではないため、副理事長の代表権を明確に証するための何らかの手続き（特別代理人の選任を含む）を要求される可能性があります。

○ 特別代理人選任の申請書類

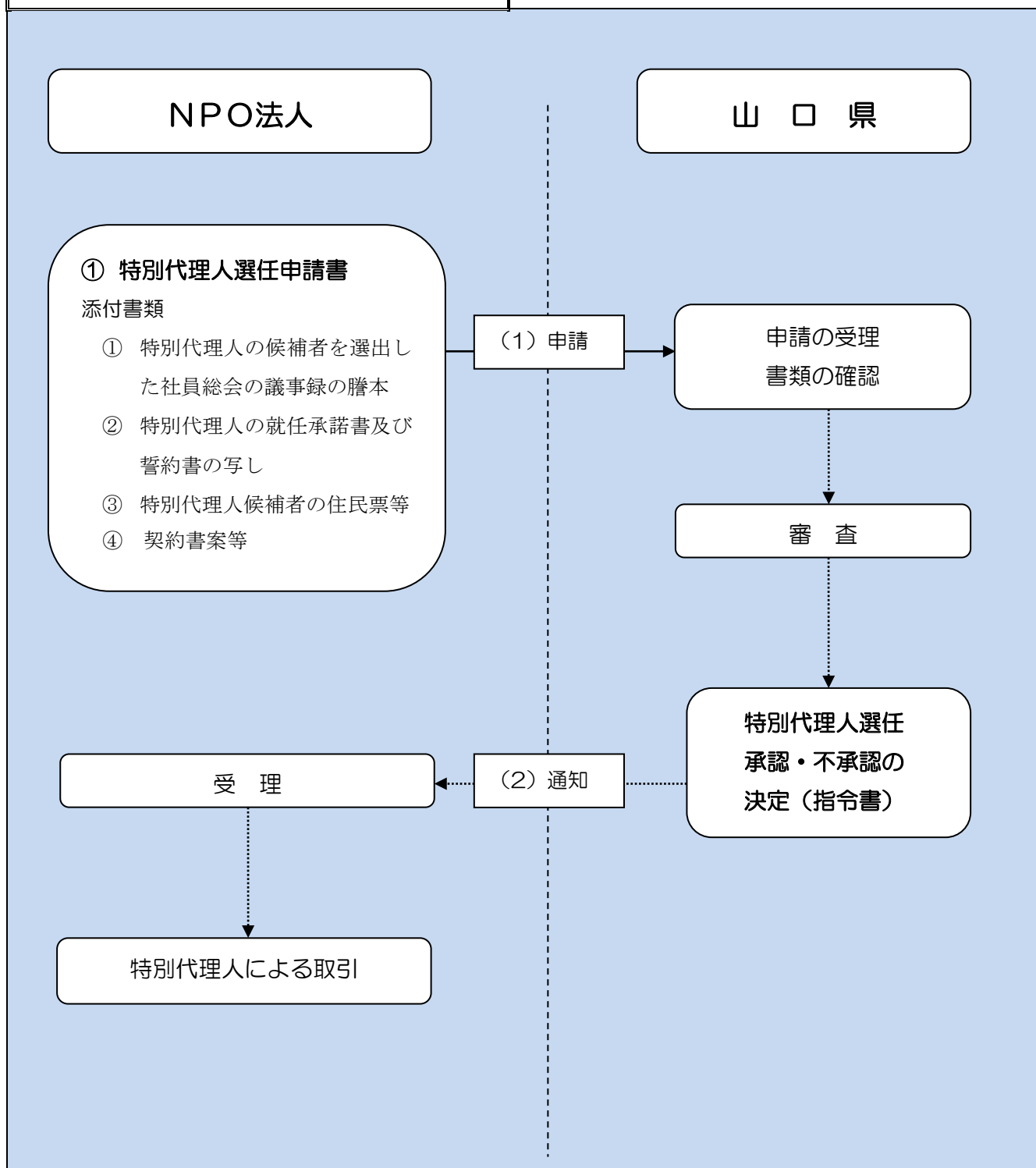
提出書類のリスト	参照ページ
特別代理人選任申請書	95
特別代理人の候補者を選出した社員総会の議事録の謄本	—
特別代理人の就任承諾書及び誓約書の謄本	96
特別代理人候補者の住所又は居所を証する書面（※）	—
特別代理人選任に係る契約書案等	—

※ 候補者が申請法人の現理事である場合は提出する必要はありません。本書面として、住民票の写しを提出する場合は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

《利益相反行為の例》

- ①法人の理事長が所有する不動産を、法人が賃貸借契約を結ぶ場合。
- ②NPO法人の理事長が代表を務める会社と、当該NPO法人が契約を結ぶ場合。

特別代理人の選任を行う場合のフロー



(6) 定款の変更

NPO法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。(定款に特別の定めがある場合には、この限りでない。)

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます(注12)。

(注12) 社員総会のみなし決議を行った際の議事録記載事項

- ・ 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ・ 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ・ 総会の決議があったものとみなされた日
- ・ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

ア 認証が必要な場合

NPO法人は、以下に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を県知事に提出し、県知事の認証を受ける必要があります。

また、当該定款の変更が、下線の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して県知事に提出する必要があります。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- ・ 社員の資格の得喪に関する事項
- ・ 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- ・ 会議に関する事項
- ・ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ・ 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- ・ 定款の変更に関する事項

定款の変更にあたり県知事に対して提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。県知事は、縦覧期間を経過した日から2月以内に認証又は不認証の決定を行います。

認証後、NPO法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、NPO法人は、定款の変更の登記完了提出書を、県知事に提出する必要があります。

なお、所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁(旧所轄庁)を経由して変更後の所轄庁(新所轄庁)に提出することとなります。つまり、NPO法人は変更前の所轄庁に当該書類を提出することとなります。

○ 定款変更時（認証申請が必要な場合）に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更認証申請書	97
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	98
変更後の定款	—
定款の新旧対照表	—
変更の理由を記載した書面	—

(2) 前記(1)のほか、行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款の変更の日（※）の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	37
定款の変更の日（※）の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	41

※「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日

(3) 前記(1)(2)のほか、所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	29
確認書	32
前事業年度の事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は） 設立当初の事業計画書、活動計算書、財産目録	65～91

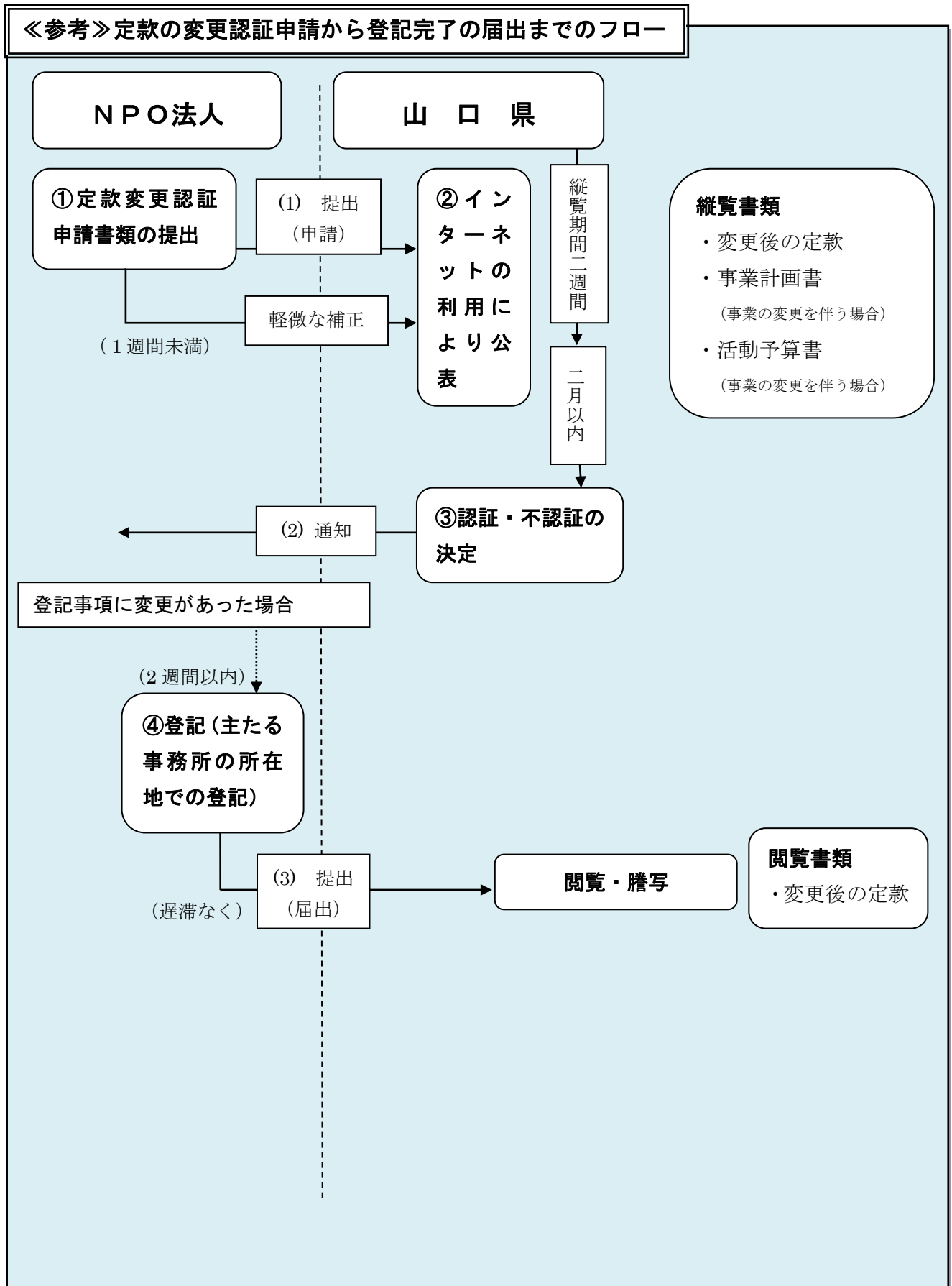
(4) 認証申請書類の補正時に提出する書類

申請書等補正申立書	43
-----------	----

○ 定款変更認証後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更登記完了提出書	99
登記事項証明書	—

《参考》定款の変更認証申請から登記完了の届出までのフロー



イ 届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や、役員の定数の変更など以下に掲げる事項のみに係る変更の場合には、県知事の認証は不要であり、県知事に対する届出のみが必要となります。

この場合、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を県知事に届け出なければなりません。

また、NPO法人は、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を県知事に提出する必要があります。

- ・ 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）
- ・ 役員の定数の変更
- ・ 資産に関する事項の変更
- ・ 会計に関する事項の変更
- ・ 事業年度の変更
- ・ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- ・ 公告の方法の変更
- ・ 法11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項）

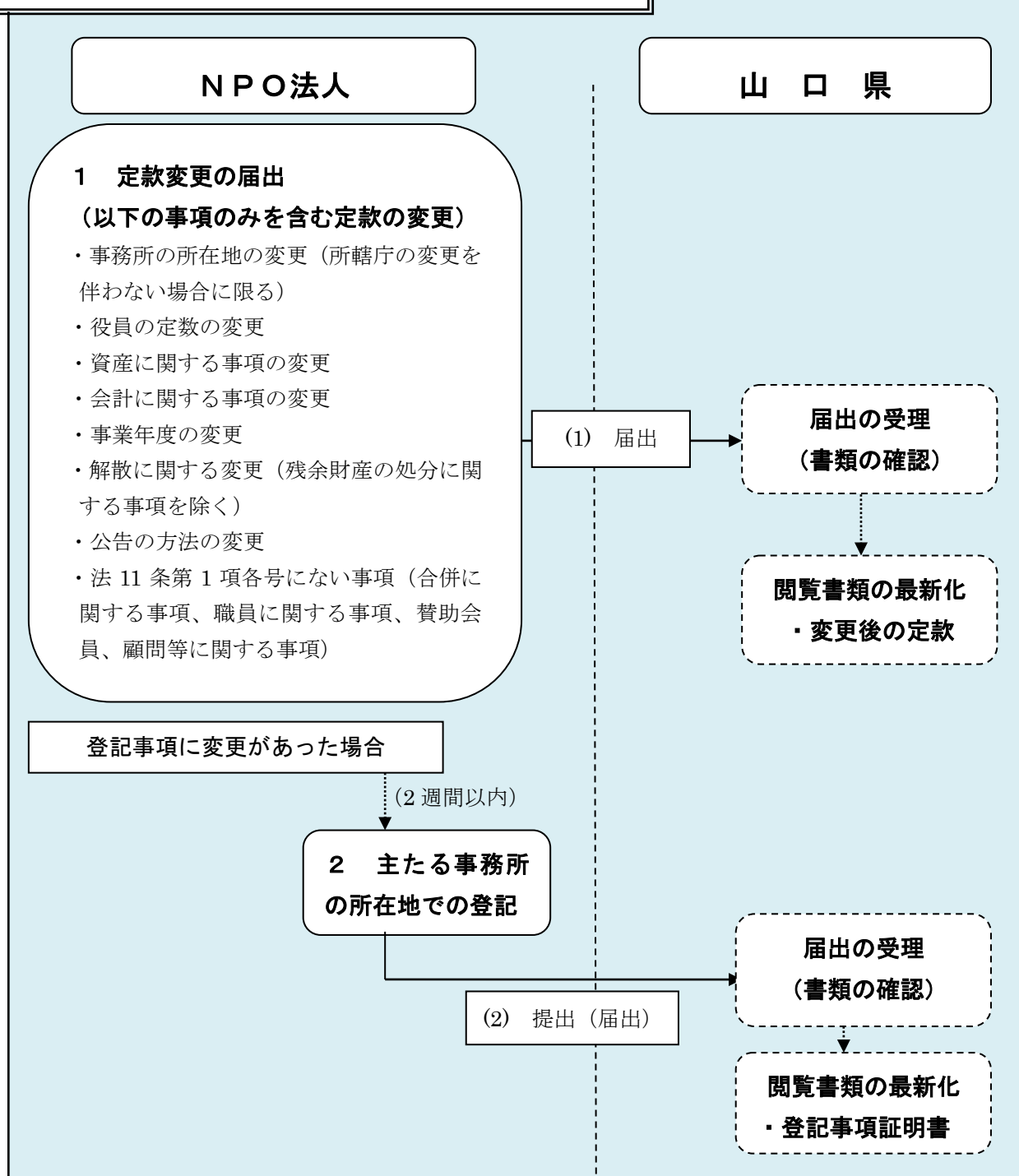
○ 定款変更時（届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合））に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更届	100
定款の新旧対照表	—
定款の変更の理由及び変更年月日を記載した書面	—
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	98
変更後の定款	—

○ 定款変更後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更登記完了提出書	99
登記事項証明書	—

《参考》定款変更の届出のみが必要な場合のフロー



《参考》

届出事項と認証事項が混在する定款変更を行う場合、変更届出書と変更認証申請書を別々に提出しても、変更認証申請書としてまとめて提出してもどちらでも構いません。ただし、その変更の効力発生日は前者と後者では異なり、前者の場合、届出事項は総会決議された日、認証事項は認証を受けた日となりますが、後者の場合は、認証申請された定款全体を認証することから、届出事項を含めてその認証を受けた日となります。

このため、届出事項について定款の効力を直ぐに生じさせたい場合には、まず定款変更届出書を提出し、その後、当該届出項目以外について認証申請をすることになります。

2 NPO法人の情報公開

(1) NPO法人事務所での情報公開

NPO法人は、毎事業年度1回、初めの3月以内に、第3章1(1)(46頁)の「事業年度終了後の報告」に掲げる事業報告書等(表中①～⑦)を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません。

また、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)についてもすべての事務所に備え置かなければなりません。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません。

このほか、NPO法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、NPO法人の活動状況等の状況を内閣府が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されています。

(2) 県での情報公開

ア 閲覧・謄写

県知事は、NPO法人から提出を受けた事業報告書等(閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限り、)役員名簿又は定款等について、社員等に限らず、すべての人から閲覧又は謄写の請求があったときは、これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければなりません。

閲覧及び謄写の場所は、県民生活課及びやまぐち県民活動支援センターです。

また、謄写については、1枚10円(両面コピーは20円)を負担していただくことになります。

○ 閲覧することのできる書類

書 類 名		NPO法人 (閲覧)		県知事 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等	事業報告書	○	作成日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日	○	過去5年間に提出を受けたもの
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○		○	
	社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面	○		○	
役員名簿(※2)		○	最新のもの	○	最新のもの
定款等(※2)	定款	○		○	
	認証書の写し(※1)	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

(※1)「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証

に関する書類の写しも含みます。

(※2) 県知事又はNPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

3 NPO法人に対する監督及び罰則

(1) 報告及び検査

ア 県知事は、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」という。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該NPO法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

イ 立入検査の手續に関する義務は、次のように定められています

- ① 県知事は、前記アの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該NPO法人の役員等に提示することとされています。
- ② 当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません。

(2) 改善命令

県知事は、NPO法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます。

(3) 設立の認証の取消

ア 県知事は、NPO法人が前記（2）の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、またNPO法人が3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます。

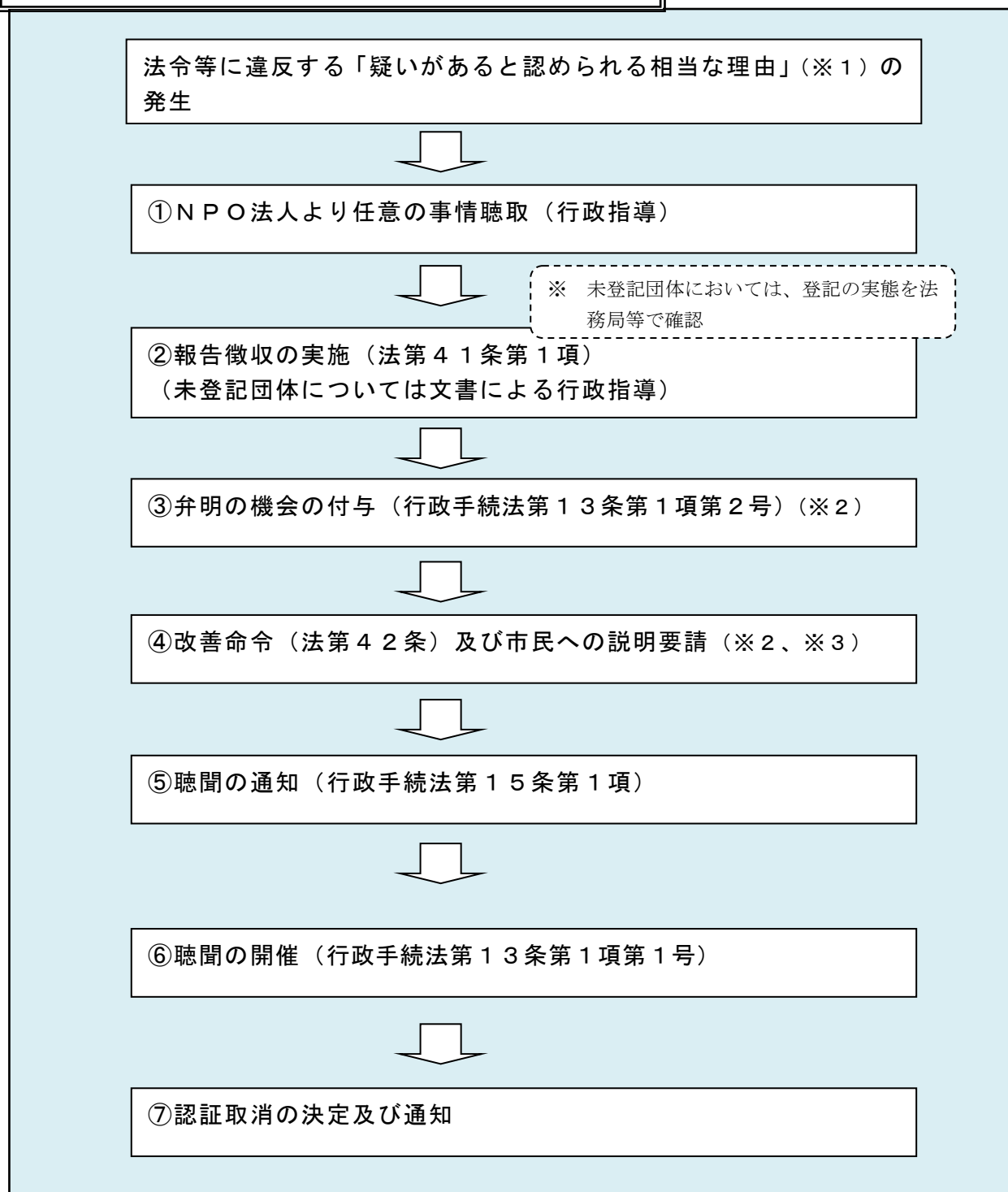
イ 県知事は、NPO法人が法令に違反した場合、前記（2）の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます。

ウ 設立認証の取消しに係る聴聞手續公開の努力義務等について、次のように定められています。

- ① 認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該NPO法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ② 県知事は、①の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該NPO法人に対し、公開により行わない理由を記載した

書面を交付しなければならないものとされています。

《参考》NPO法人の指導・監督のフロー



(※1)「疑いがあると認められる相当な理由」とは、疑いをもつに足りる客観的合理的な理由を意味しており、法令等違反の存在を立証するほどのものである必要はありません。疑いをもつに至る原因には具体的には以下の場合が想定されます。

- ①事業報告書等の記載内容から「疑い」をもつ場合
 - ・事業報告書等に違法性を疑われる記載がある。
 - ・事業報告書等に違法性を判断するために必要な記載事項が欠落している。
- ②県の外部からの情報提供により「疑い」をもつ場合
 - ・監事から法第18条第3号に基づく報告がなされた。
 - ・市民から「疑いがある」と信ずるに足りる情報提供がなされた。
 - ・マスコミ等において「疑い」を喚起する事実が報道され、又は当該報道の担当者から相応の情報提供がなされた。
 - ・刑事事件又は他法令違反が発生し、警察又は他法令の担当部局から然るべき情報提供がなされた。

(※2) 弁明の機会の付与及び改善命令については、以下の場合には実施しません。

- ・6月以上設立未登記
- ・3年以上事業報告書等未提出
- ・改善命令による改善が期待できず、かつ、他の方法による監督不能

(※3) 「市民への説明要請」は、「NPO法人が自らの情報をできるだけ公開することによって、市民からの信頼を得て、市民によって育てられていく」という法の理念に照らし、NPO法人に対し、広く市民に向けて自主的に説明を行うように要請するものです。

(4) 罰則

ア 50万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、上記(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者
- ② 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等

イ 20万円以下の過料

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出、定款変更の届出の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)の備え置きの規定に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき

- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき
- ⑦ N P O 法人が貸借対照表の公告の規定に違反して若しくは清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等及び破産手続開始の申立てに関する公告の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき
- ⑧ N P O 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ⑨ N P O 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定に違反したとき
- ⑩ 前記（１）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

ウ 10 万円以下の過料

N P O 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10 万円以下の過料に処せられます。

特定非営利活動法人事業報告書等提出書

提出年月日を記載する

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話 局 番)

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書（3部）
- 2 前事業年度の財産目録（3部）
- 3 前事業年度の貸借対照表（3部）
- 4 前事業年度の活動計算書（3部）
- 5 前事業年度の役員名簿（3部）
- 6 前事業年度末日におけるの社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（3部）

注 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

年度事業報告書

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

前事業年度の自至年月日
を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

1 事業の成果

- ・以下の事業を実施した。
- ・ホームページの開設のための議論の検討結果は、通常総会において実施の承認が得られた。当該ホームページは、3月1日から開設している。

実施した事業は、(A)
から (E) までの事項
をもれなく記載する

活動計算書の事業費と合計
額を一致させる

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金 額 (単位：千 円)
① 環境美化 を目的と して清掃 を行う事 業	・地域の通学路や駅周辺の 清掃を行った。	(A) 5月〇日及び 9月△日に行 った。 (B) 〇〇地域の通 学路、△△駅 周辺 (C) 20人	(D) 通学路や 駅を利用 する市民 (E) 不特定多 数	500
② 活動支援 を目的と して助言 を行う事 業	・地域の通学路や駅周辺の 清掃を行う活動の実施を 検討している他の団体を 支援するため、電子メー ルの利用による助言窓口 を開設した。	(A) 3月1日から 随時行った。 (B) 主たる事務所 (C) 3人	(D) 助言を希 望する他 の団体 (E) 1団体	110
③ 自然環境 の保護に 関する講 演会を開 催する事 業	・大学、行政、他の特定非 営利活動法人に所属し、 自然環境の保護に関する 研究や実務に携わってい る方々を招き、講演会を 開催した。	(A) 1月〇日に開 催した。 (B) □□市文化会 館 (C) 8人	(D) 自然環境 の保護に 関心があ る市民 (E) 50人	600

その他の事業を行う場合のみ記載する

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施した事業は、(A)から(C)までの事項をもれなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額(単位:千円)
①会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A)年1回(12月) (B)〇〇会館 (C)20人	100
②花だんの手入れを行う事業	・請負先の病院や老人ホームの敷地内において、花だんの手入れを行った。	(A)通年行った。 (B)〇〇病院 △△老人ホーム (C)12人	400
③講演録を出版し販売する事業	・当法人が主催する自然環境の保護に関する講演会の講演録を出版し、販売する。	・本事業年度は、実施しなかった。	—

活動計算書の事業費と合計額を一致させる

(備考)

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

様式例・記載例（「前事業年度の計算書類(活動計算書)」）

当該事業年度の自至年月日を記載

〇〇年度 活動計算書

3部提出する

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額		
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員受取会費	会費の性格に応じて分けて記載	×××		
賛助会員受取会費		×××		
.....		×××	×××	
2 受取寄附金				
受取寄附金		×××		
施設等受入評価益	施設等評価費用も併せて計上（計上は法人の任意）	×××	×××	
.....		×××		
3 受取助成金等				
受取民間助成金		×××	×××	
.....		×××		
4 事業収益			×××	
〇〇事業収益				
5 その他収益				
受取利息	人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載	×××		
雑収益		×××		
.....		×××	×××	
経常収益計				×××
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....		×××		
人件費計		×××		
(2) その他経費	施設等受入評価益も併せて計上（計上は法人の任意）			
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
施設等評価費用		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....		×××		
その他経費計		×××		
事業費計	人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載		×××	
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....		×××		
人件費計		×××		
(2) その他経費				
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....		×××		
その他経費計		×××		
管理費計			×××	
経常費用計				×××
当期経常増減額				×××
III 経常外収益				
1 固定資産売却益			×××	
.....			×××	

経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する	×××	×××
経常外費用計			×××
税引前当期正味財産増減額			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額	貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する		×××

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

(注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

(一般正味財産増減の部)	使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額	
I 経常収益		
1. 受取寄附金		
受取寄附金振替額		×××
II 経常費用		
2. 事業費		
援助用消耗品費		×××
(指定正味財産増減の部)		
受取寄附金		〇〇〇
一般正味財産への振替額	「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上	△ ×××

当該事業年度の自至年月日を記載

〇〇年度 活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで
特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

3部提出する

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××

Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	× × ×		× × ×
.....	× × ×		× × ×
経常外収益計	× × ×		× × ×
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	× × ×		× × ×
.....	× × ×		× × ×
経常外費用計	× × ×		× × ×
経理区分振替額	× × ×	△ × × ×	× × ×
当期正味財産増減額	× × ×	× × ×	× × ×
前期繰越正味財産額			× × ×
次期繰越正味財産額			× × ×

その他の事業で
得た利益の振替
額

貸借対照表の「正味財
産合計」と金額が一致
することを確認する

前事業年度活動計算
書の「次期繰越正味
財産額」と金額が一
致することを確認す
る

貸借対照表を別業
表示しないことと
表示しない場合は、正
味財産額の内訳は
表示されない

その他の事業を実施していない場
合は、「その他の事業」欄の数字
をすべてゼロとする、あるいは脚
注に「※今年度はその他の事業を
実施していません。」と明記する

様式例・記載例（「前事業年度の計算書類（貸借対照表）」）

3部提出する

当該事業年度の末日
を記載する

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	×××		
未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	×××		
什器備品	×××		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2 固定負債			
長期借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増減額		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

「資産合計」と金額が一致する
ことを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が
一致することを確認する

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

1 流動資産

II 負債の部

III 正味財産の部

1 指定正味財産

指定正味財産合計

2 一般正味財産

一般正味財産合計

×××

〇〇〇

使途等が制約された寄附金等の残高を記載

様式例・記載例（「前事業年度の計算書類（計算書類の注記）」）

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。
なお、認定NPO法人においては、85頁 II 3 (1)の事項について、詳細に記載されることが望まれます。

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

どの会計基準に基づいて作成したか記載する

(2) 固定資産の減価償却の方法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する

2 会計方針の変更

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

3 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳
(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

6 使途等が制約された寄附金等の内訳
使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動 計算書に計上した額××円との差 額××円は前受助成金として貸借 対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する

7 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△××	×××

8 借入金が増減の内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

期首取得価額、取得、減少、期末取得価額はすべて取得時の価額で記載します

9 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者との取引は以下の通りです。
(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

重要性が高いと判断される場合に記載する

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

重要性が高いと判断される場合に記載する

・ 重要な後発事象

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載する

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

様式例・記載例（「前事業年度の財産目録」）

当該事業年度の末日
を記載する

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

3部提出する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載
は不要

基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる

計算書類等の記載例

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費		750,000	
2. 受取寄附金		290,000	
3. その他収益		10,000	
経常収益計			1,050,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	200,000		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	100,000		
その他経費計	400,000		
事業費計		600,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	150,000		
通信運搬費	100,000		
減価償却費	50,000		
雑費	50,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		350,000	
経常費用計			950,000
当期正味財産増減額			100,000
前期繰越正味財産額			450,000
次期繰越正味財産額			550,000

受取会費は確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別（旅費交通費、通信運搬費など）に内訳を記載する。

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		450,000	
当期正味財産増加額		100,000	
正味財産合計			550,000
負債及び正味財産合計			550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額は一致することを確認する

財産目録
××年××月××日現在
特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
〇〇銀行普通預金 ←	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			550,000

口座番号の記載は
不要

計算書類の注記 ←

該当する項目のみ記載する

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法で償却をしています。

「重要な会計方針」の一番最初に、この計算書類をどの会計基準に基づいて作成したか記載する

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300,000	0	300,000	△ 50,000	250,000

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	
賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、P S Tの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金	
受取寄附金	
資産受贈益	
施設等受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等	
受取助成金	
受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益	
売上高	事業の種類ごとに区分して表示することができる。
〇〇利用会員受取会費	販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益	
受取利息	
為替差益	
雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	
臨時雇賃金	
ボランティア評価費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	
諸謝金	講師等に対する謝礼金。
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費	
保険料	
諸会費	

勘定科目	科目の説明
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（67～68頁の様式例参照）。
研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入に係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費 福利厚生費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2) その他経費	
印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	電話代や郵送物の送料等。
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
支払手数料 支払利息 雑費	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（67～68頁の様式例参照）。
III 経常外収益	
固定資産売却益 過年度損益修正益	金融機関等からの借入に係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
IV 経常外費用	
固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
V 経理区分振替額	
経理区分振替額	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
	その他の事業がある場合の事業間振替額。

（注）重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましいです。当該寄附金（補助金・助成金）の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載します。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金 (△)	
2 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましいです。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

現行法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

・活動計算書

事業年度におけるNPO法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します（67～68 頁、69～70 頁の様式例参照）。

・貸借対照表

事業年度末におけるNPO法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します（71 頁の様式例参照）。

・財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です（75 頁の様式例参照）。

67～80 頁は、「NPO法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば現金預金以外に資産や負債がないようなNPO法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO法人会計基準」(※)に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

※NPO法人の会計基準については、特に定められたものではありませんが、特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書では、NPO法人会計基準協議会が作成した「NPO法人会計基準」（2017 年 12 月 12 日最終改正）を現段階で望ましい会計基準としています。

【参考】

- NPO法人会計基準協議会 みんなで使おう！「NPO法人会計基準」
<http://www.npokaikiki.jp/>

(2) 計算書類等の別業表示の変更

法第5条第2項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施しているNPO法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、平成23年法改正案の国会審議における貸借対照表の別業表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別業表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします（72～74頁の様式例参照）。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別業表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し（69～70頁の様式例参照）、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか（39～40頁、67～70頁の様式例参照）、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

NPO法人間の比較可能性やNPO法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目につ

いては、78～79 頁の科目例を参考に、NPO法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。

なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します（72～74 頁の様式例参照）。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

（3）ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるように、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします（72～74 頁の様式例参照）。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入実例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）に従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3 貸借対照表

（1）資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況はNPO法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第133条を参考とし、1年を超える期間において

使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており、①寄附者により用途等が制約されている資産、②NPO法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有するNPO法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有するNPO法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

（２）チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全てのNPO法人に共通して認識されなければなりません（詳細は様式例参照）。

- ・「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4 計算書類の注記

（１）注記の記載

注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当

がある場合には確実に注記することが必要です。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 使途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金が増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- a 役員及びその近親者（２親等内の親族）
- b 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

（２）注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします。

- ・カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- ・ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載しているNPO法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。(※)

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます(75頁の様式例参照)。

※財産目録は閲覧・謄写の対象書類です。請求があった場合は、提出された状態のまま閲覧・謄写されることになるので、不要な個人情報は記載しないようご注意ください。

6 活動予算書

NPO法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます(39～42頁の様式例参照)。

II 留意すべき会計上の取扱い

1 使途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します(67～68頁、72～74頁の様式例参照)。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられま

す。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します（67～68 頁、71 頁、72～74 頁の様式例参照）。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱っていると、誤った計算により認定基準の一つである要件（P S T（パブリック・サポート・テスト）要件；市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、N P O 法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3 認定NPO法人についての留意事項

(1) 認定NPO法人の会計処理

認定NPO法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実に努めることが望まれます。

認定NPO法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法（72～74 頁の様式例の注記 4、5 参照）
- ・ 使途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況（72～74 頁の様式例の注記 6 参照）
- ・ 事業費と管理費の按分方法（72～74 頁の様式例の注記 10 参照）
- ・ 会費の計上方法（78～79 頁の科目例及び 67～70 頁の様式例参照。注記項目ではない）
- ・ 現物寄附の評価方法（72～74 頁の様式例の注記 10 参照）
- ・ 関連当事者間取引（72～74 頁の様式例の注記 9 参照）

(2) 認定NPO法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける（受けている）場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

4 経過措置

「NPO法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていないNPO法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全てのNPO法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われているNPO法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

前事業年度の年間役員名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	(ふりがな) 氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
副理事長			当該事業年度中の就任期間及び 報酬を受けた期間を記載する	
〃				
理 事		役員の電話番号等、住所以外の 個人情報記載は不要		
〃				
〃				
〃				
監 事				
〃				
〃				

注1 前年（前年度）に役員であった者全員について記載すること。

2 「報酬を受けた期間」欄は、報酬を受給した役員のみについて記載すること。

社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことである

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

前事業年度の末日
を記載する

年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

[illegible]

注1：10人以上記載すること。

2： 法人の場合は、代表者名及び団体名を記載すること。

記載例

第3号様式（施行規則第5条関係）

1部提出する

特定非営利活動法人役員変更届

提出年月日を記載する

山口県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載
する

年 月 日

郵便番号
届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話 局 番)

第23条第1項

下記のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第52条第1項の
第62条において

規定により読み替えて適用する同法第23条第1項

準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項

の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項		
変更の内容	変更前	変更（再任）した役員の役職及び氏名を記載する
	変更後	
変更年月日		年 月 日

添付書類

1 変更後の役員名簿

2 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）にあつては、次に掲げる書類

(1) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 各役員の住所又は居所を証する書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

監事の場合は監
事と記載する

住所又は居所
氏名 〇〇〇〇

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- （役員総数5人以下の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない
- （役員総数6人以上の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい

仮理事選任申請書

提出年月日を記載する

年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

このことについて、次のとおり仮理事の選任を申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 選任申請理由
- 3 選任申請対象者

(備考)

- 1 申請者は、その法人の代表者とし、個人の住所又は居所を記載すること。
- 2 「選任申請理由」欄には、仮理事の選任が必要となった経緯及び理由を簡潔に記載すること。
- 3 「選任申請対象者」欄には、定款で定められた理事の人数の範囲内で、仮理事選任予定者の氏名、住所又は居所を記載すること。
なお、氏名及び住所又は居所は、住所又は居所を証する書面と同様の記載とすること。
- 4 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 仮理事申請対象者の「就任承諾及び誓約書の謄本」
 - (2) 仮理事申請対象者の「住所又は居所を証する書面（申請日前6カ月以内に発行されたもの）」
 - (3) 当該法人の「定款（最新のもの）」
 - (4) 当該法人の「登記事項証明書（最新のもの）」

（日本産業規格 A列4）

様式例・記載例

1部提出する

特別代理人選任申請書

提出年月日を記載する

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
(電話 局 番)

本法人の特別代理人を選任したいので、特定非営利活動促進法第17条の4の規定に基づき申請します。

1 特別代理人候補者

住 所

氏 名

法人との関係

被代理理事との関係

特別代理人候補者に選出した理由

2 選任を必要とする理由

添附書類

- 1 特別代理人候補者を選出した社員総会の議事録の謄本
- 2 特別代理人就任承諾及び誓約書の謄本
- 3 特別代理人候補者の住所又は居所を証する書面（申請日前6カ月以内に発行されたもの）
- 4 特別代理人選任に係る契約書案等

備考 特別代理人は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び被代理理事の配偶者又は三親等以内の親族でないこと

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

特別代理人就任承諾及び誓約書

住所又は居所

氏 名

私は、 年 月 日開催の特定非営利活動法人〇〇〇〇の社員総会において、特定非営利活動法人〇〇〇〇の特別代理人の候補者に選出されました。今後、山口県知事により特別代理人に選任された場合、就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び被代理理事の配偶者又は三親等以内の親族ではないことを誓約します。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

記載例

第4号様式（施行規則第6条関係）

1部提出する

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

提出年月日を記載する

年 月 日

山口県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
と記載する

郵便番号
申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

（電話 局 番）

定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 定款の変更の理由を記載した書面
- 2 定款の新旧対照表
- 3 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 4 変更後の定款
- 5 特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合にあっては、定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
- 6 所轄庁の変更を伴う場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 役員名簿
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに設立当初の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

謄本を1部提出する
原本は申請者が保管する

特定非営利活動法人〇〇〇〇第△△回社員総会議事録

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 出席者数 社員総数【 】人のうち【 】人出席
(うち書面表決者【 】人、表決委任者【 】人)
- 4 審議事項

- ・ 社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
- ・ 定款変更に関する事項
- ・ 事業計画及び活動予算に関する事項（行う事業の変更の場合）
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認（所轄庁の変更を伴う場合）

等

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

定款において、押印を規定している場合は、押印を要する。

謄本を1部提出する
原本は法人が保管する

議 長 〇〇〇〇
議事録署名人 △△△△
同 □□□□

(備考)

- ・ 3には、書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。
- ・ 社員総会で代表権のある理事の選任を決議した場合、登記手続の関係で登録印の押印が必要となる。

様式例・記載例

特定非営利活動法人定款変更登記完了提出書

1部提出する

提出年月日をもれなく記載する

年 月 日

山口県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

郵便番号

届出者 主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名

(電話 局 番)

第25条第7項

定款の変更に係る登記を完了したので、特定非営利活動促進法第52条第1項の規定により読
第62条において準用する同法

み替えて適用する同法第25条第7項

の規定により、変更の登記を

第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項

をしたことを証する登記事項証明書を提出します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記載例

第5号様式（施行規則第7条関係）

1部提出する

特定非営利活動法人定款変更届

提出年月日をもれなく記載する

年 月 日

山口県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

郵便番号

届出者 主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名

（電話 局 番）

第25条第6項

定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第62条において準用する同法第52条第1項の

る同法第25条第6項の規定により、関係書類を添えて届出ます。

規定により読み替えて適用する同法第25条第6項

添付書類

- 1 定款の変更の理由及び変更年月日を記載した書面
- 2 定款の新旧対照表
- 3 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 4 変更後の定款

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4章 NPO法人の合併・解散について

1 NPO法人の合併

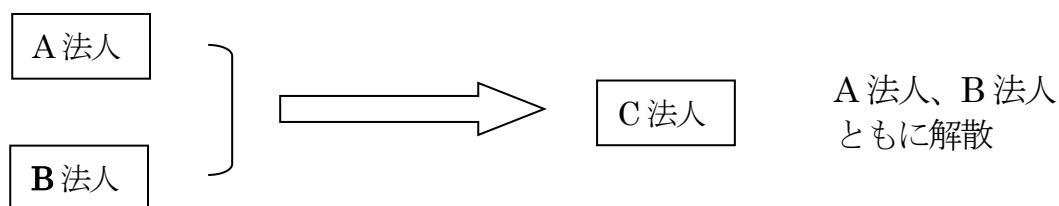
NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を県知事に提出し、認証を受けなければなりません。

県知事から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内(※)に述べるべきことを公告するとともに、合併を行うそれぞれの法人が貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります。

合併したNPO法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります。

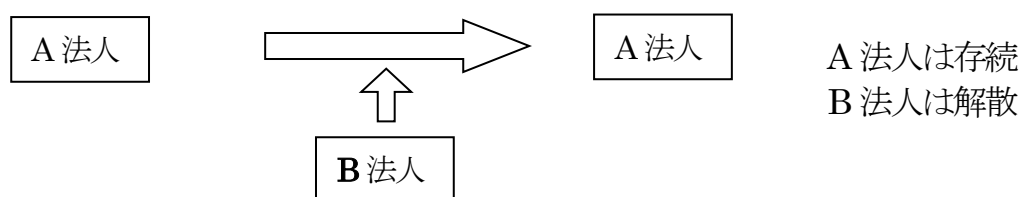
※「一定の期間内」の期間は、2月を下回ってはなりません。

- ① 新設合併（2つ以上のNPO法人が合併して、新たなNPO法人を設立する）
合併前のNPO法人は、新たなNPO法人が設立することにより解散となります。



<A 法人・B 法人：解散の登記／C 法人：設立の登記>

- ② 吸収合併（NPO法人が他のNPO法人を吸収する）
吸収したNPO法人は引き続き存続しますが、吸収されたNPO法人は解散となります。



<A 法人：変更の登記／B 法人：解散の登記>

○ 合併認証の申請書類

提出書類のリスト	参照ページ
合併認証申請書	105
合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	98
定款	17
役員名簿	29
就任承諾及び誓約書の謄本	30
各役員の住所又は居所を証する書面（※１）	—
社員のうち１０人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	31
確認書	32
合併趣旨書	33
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	35
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	39

（※１）原則、住基ネットで確認しますので、提出する必要はありません。確認できない場合は、書面を提出していただくこととなります。本書面として住民票の写しを提出する場合は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

○ 合併認証後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
合併登記完了届	106
登記事項証明書	—
合併当初の財産目録	45

2 NPO法人の解散・清算

（１）NPO法人の解散

ア NPO法人は以下に掲げる事由によって解散します。

- ① 社員総会の決議（※１）
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

（※１）社員総会における解散の決議には、総社員の４分の３以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

イ 前記の解散事由のうち「③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」により解散する場合には、その事由を証する書面を県知事に提出し、県知事から認定を受けることが必要となります。

ウ 清算人は、前記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を県知事に届け出なければなりません。

エ 解散後、清算中のNPO法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます。

(2) 清算の結了手続

NPO法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、以下の清算業務を行うこととなります。

- ・現務の結了
- ・債権の取立て及び債務の弁済
- ・残余財産の引渡し
- ・債権の申出の公告(※2)と催告
- ・公告と催告により判明した債務の分配

(※2) 債権の申出の公告は、2月以内に少なくとも1回官報に掲載する必要があります。

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該NPO法人の法人格が消滅することとなります。清算人は、登記を行った後、その旨を県知事に届け出なくてはなりません。

○ 解散登記後に提出する書類、清算結了の登記後に提出する書類

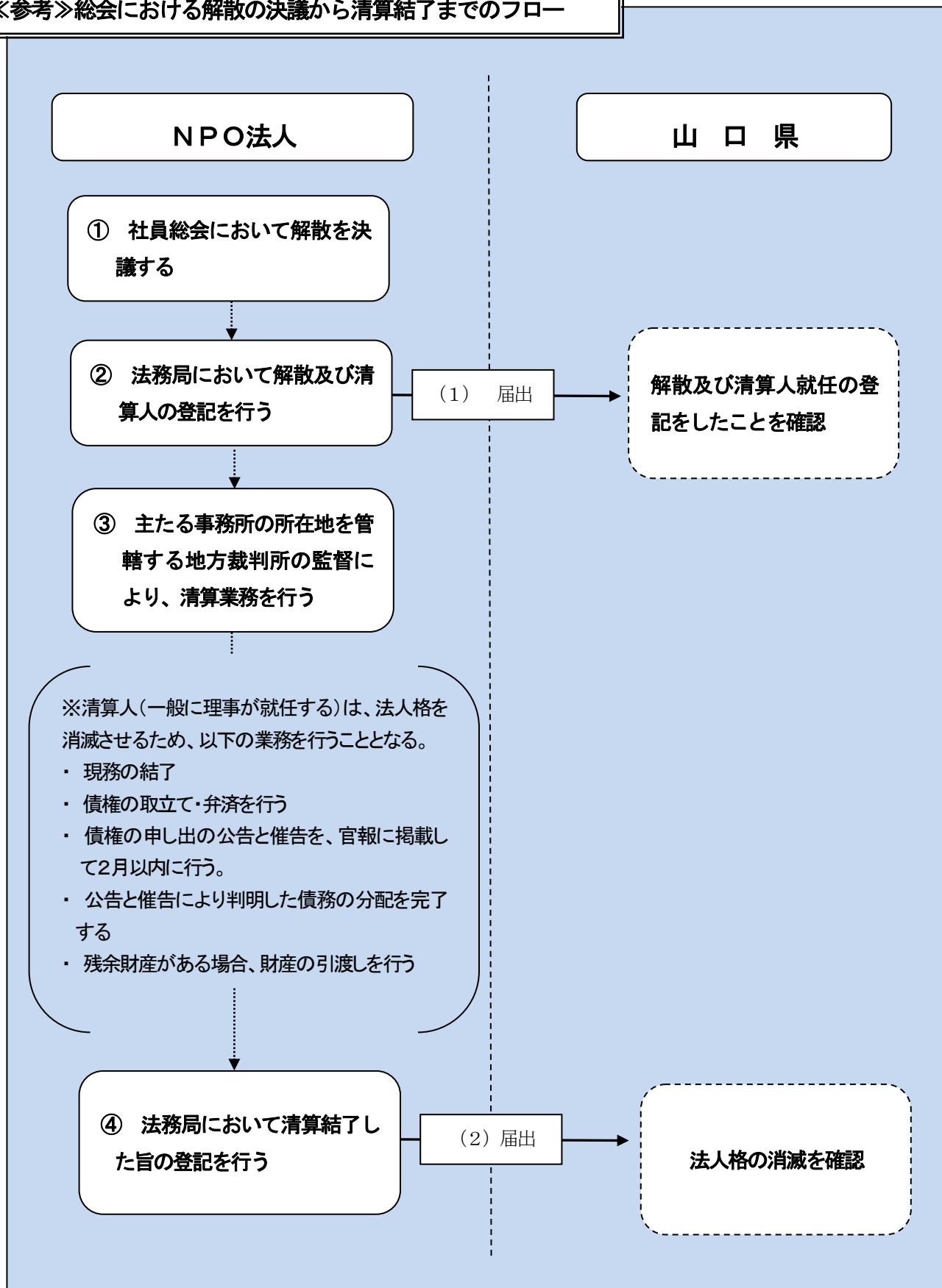
(1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
解散届	107
残余財産の処分方法を記載した書面	—
登記事項証明書	—

(2) 清算結了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
清算結了届	111
登記事項証明書	—

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



記載例

第10号様式（施行規則第13条関係）

1部提出する

提出年月日をもれなく記載
する

特定非営利活動法人合併認証申請書

年 月 日

山口県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

郵便番号
主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名

（電話 局 番）

申請者

郵便番号
主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名

（電話 局 番）

合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
 - 2 定款
 - 3 役員名簿
 - 4 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - 5 各役員の住所又は居所を証する書面
 - 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - 7 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - 8 合併趣旨書
 - 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記載例

第 1 1 号様式（施行規則第 1 4 条関係）

山口県知事 様

特定非営利活動法人合併登記完了届

1部提出する

提出年月日をもれなく記載
する

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載す
る

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

（電話 局 番）

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 3 9 条第 2 項において準用する同法第 1 3 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 合併の登記をしたことを証する登記事項証明書
- 2 合併当初の財産目録

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

記載例

第7号様式（施行規則第10条関係）

特定非営利活動法人解散届

1部提出する

提出年月日をもれなく記載
する

年 月 日

山口県知事 様

清算人の住所及び氏名を記載する。

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

（電話 局 番）

下記のとおり特定非営利活動法人 が解散したので、特定非営利活動促進法
第31条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

解 散 事 由	1 社員総会の決議 2 定款で定めた解散事由の発生 3 社員の欠亡 4 破産手続開始の決定
解散年月日	年 月 日

添付書類

- 1 残余財産の処分方法を記載した書面
- 2 解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書

注 「解散事由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記載例

第6号様式（施行規則第9条関係）

1部提出する

特定非営利活動法人解散認定申請書

提出年月日をもれなく記載する

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名

（電話 局 番）

解散の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯を記載した書面
- 2 残余財産の処分方法を記載した書面
- 3 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記載例

第7号様式の2（施行規則第10条の2関係）

1部提出する

特定非営利活動法人清算人就職届

提出年月日をまれなく記載する

年 月 日

山口県知事 様

清算人の住所及び氏名を記載する

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

（電話 局 番）

下記のとおり特定非営利活動法人 の清算中に清算人に就職したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

区 分	氏 名	住 所	就 職 年 月 日
新清算人			年 月 日
旧清算人			

添付書類

清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記載例

第8号様式（施行規則第11条関係）

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

1部提出する

提出年月日を
もれなく記載する

年 月 日

山口県知事 様

清算人の住所及び氏名を記載する

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

（電話 局 番）

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇〇〇の残余財産の譲渡の認証を得たいので、特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

譲渡すべき残余財産及びその相手方を記載した書面
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記載例

第9号様式（施行規則第12条関係）

特定非営利活動法人清算終了届

1部提出する

提出年月日を
もれなく記載する

年 月 日

山口県知事 様

清算人の住所及び氏名を記載する

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

（電話 局 番）

特定非営利活動法人 〇〇〇〇の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

関係様式及び提出部数等

申請及び届出に係る書類の様式については、県のホームページ
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/14602.html> にも
 掲載していますので、必要な様式をダウンロードして書類を作成してください。

(官公署の発給する書面以外は「A列4」とする。)

		法関連条項	様式種類	様式	縦覧	閲覧	提出部数	備考
第2章1	設 立	第10条第1項	設立認証申請書	第1号			1	
		同項第1号	(定款)	任意	○	○	3	
		同項第2号イ	(役員名簿)	〃	○	○	3	
		同項第2号ロ	(就任承諾及び誓約書)	〃			1	
		同項第2号ハ	(役員の住所又は居所を証する書面)	官公署			1	
		同項第3号	(社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載したもの)	任意			1	
		同項第4号	(確認書)	〃			1	
		同項第5号	(設立趣旨書)	〃	○		2	
		同項第6号	(設立決定議事録謄本)	〃			1	
		同項第7号	(事業計画書)	〃	○	○	3	
		同項第8号	(活動予算書)	〃	○	○	3	
		第10条第4項	申請書等補正申立書	第1号の2			1	
第3章1	登 記	第13条第2項	設立登記完了届 (登記事項証明書) (設立当初の財産目録)	第2号 官公署 任意		○ ○	1 3 3	2部は写
	役員 変更	第23条第1項	役員変更届 (変更後の役員名簿) (就任承諾及び誓約書) (役員の住所又は居所を証する書面)	第3号 任意 任意 官公署		○	1 3 1 1	新任のみ 〃
	仮 理 事 選 任	第17条の3	仮理事選任申請書 (就任承諾及び誓約書) (候補者の住所又は居所を証する書面) (最新の定款) (最新の登記事項証明書)	任意 〃 〃 〃 〃			1 1 1 1 1	
	特 別 代 理 人 選 任	第17条の4	特別代理人選任申請書 (社員総会の議事録謄本) (就任承諾及び誓約書) (候補者の住所又は居所を証する書面) (契約書案等)	任意 〃 〃 〃 〃			1 1 1 1 1	現役員でない場合

		法関連条項	様式種類	様式	縦覧	閲覧	提出部数	備考		
第3章1	定款変更	第25条第4項 (所轄庁の認証が必要なもの)	定款変更認証申請書	第4号			1	法1条第3号又は第11号に係る変更の場合に添付 所轄庁変更の場合に添付		
			(定款の新旧対照表)	任意			1			
			(変更の理由を記載した書面)	〃			1			
			(社員総会の議事録謄本)	〃			1			
			(変更後の定款)	〃	○	○	3			
			(事業計画書)	〃	○		2			
			(活動予算書)	〃	○		2			
			(役員名簿)	〃			2			
			(確認書)	〃			1			
			(事業報告書)	〃			1			
			(財産目録)	〃			1			
			(貸借対照表)	〃			1			
			(活動計算書)	〃			1			
			(前事業年度の年間役員名簿)	〃			1			
	(前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載したもの)	〃			1					
定款変更	第25条第6項 (届出で足りるもの)	定款変更届	第5号			1				
		(定款の新旧対照表)	任意			1				
		(変更の理由及び変更年月日を記載した書面)	〃			1				
		(社員総会の議事録謄本)	〃			1				
定款変更	第25条第7項	定款変更登記完了提出書	任意			1				
		(登記事項証明書)	官公署		○	3				
		第3章2	情報公開	第28条 (法人事務所備置き)	事業報告書	任意			○	
					財産目録	〃			○	
貸借対照表	〃					○				
活動計算書	〃					○				
前事業年度の年間役員名簿	〃					○				
前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載したもの	〃					○				
定款の写し	〃					○				
認証に関する書類の写し	〃					○				
登記に関する書類の写し	〃					○				

		NPO法関連条項	様式種類	様式	縦覧	閲覧	提出部数	備考
第3章2	情報公開	第29条 (所轄庁への提出)	事業報告書等提出書 (事業報告書) (財産目録) (貸借対照表) (活動計算書) (前事業年度の年間役員名簿) (前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載したもの)	任意 〃 〃 〃 〃 〃 〃		○ ○ ○ ○ ○ ○	1 3 3 3 3 3 3	
第4章1	合併	第34条第3項 (設立時に準じる。)	合併認証申請書 (合併前法人の合併を議決した社員総会の議事録謄本) (定款) (役員名簿) (就任承諾及び誓約書) (役員の住所又は居所を証する書面) (社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載したもの) (確認書) (合併趣旨書) (事業計画書) (活動予算書)	第10号 任意 〃 〃 〃 官公署 任意 〃 〃 〃 〃	○ ○ ○	○ ○	1 1 3 3 1 1 1 1 2 3 3	
	合併	第35条第1項 (法人事務所備置き)	合併認証後 合併前法人の 〔財産目録 貸借対照表〕	任意 〃		○ ○		
	合併	第39条第2項 (設立時に準じる。)	合併登記完了届 (登記事項証明書) (合併当初の財産目録)	第11号 官公署 任意		○ ○	1 3 3	2部は写
第4章2	解散	第31条第3項	解散認定申請書 (理由及び経緯を記載した書面) (財産の処分方法を記載した書面) (事業の成功の不能を証する書面)	第6号 任意 〃 〃			1 1 1 1	事業の成功が 不能の場合
	解散	第31条第4項	解散届 (財産の処分方法を記載した書面) (解散及び清算人に係る登記事項証明書)	第7号 任意 官公署			1 1 1	
	解散	第32条第2項	残余財産譲渡認定申請書 (譲渡財産及び相手方を記載した書面)	第8号 任意			1 1	
	清算	第31条の8	清算人就職届 (清算人就職に係る登記事項証明書)	第7号の2 官公署			1 1	
	清算	第32条の3	清算終了届 (清算終了に係る登記事項証明書)	第9号 官公署			1 1	

法 令 集

特定非営利活動促進法	-----	117
特定非営利活動促進法施行条例	-----	151
特定非営利活動促進法施行条例施行規則	-----	153
組合等登記令（抜粋）	-----	182
特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続法における情報通信の技術 の利用に関する法律の施行に関する条例	-----	188
特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等に おける情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例	-----	191
特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例	-----	193

（令和 7 年 6 月改訂）

特定非営利活動促進法

制定：平成10年3月25日法律第7号

最終改正：令和7年6月1日施行

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿を

いう。以下同じ。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 公益社団法人又は公益財団法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（役員の定数）

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

（理事の代表権）

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の執行）

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

（理事の代理行為の委任）

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第十七条の四 特定非営利活動法と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の子族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の子族の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二條 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三條 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

第二十四條 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(定款の変更)

第二十五條 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書在所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条

第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。)

二 役員名簿

三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の特定非営利活動法人の能力）

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至

るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、

当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利

活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期等）

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

（報告及び検査）

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、

その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

（意見聴取）

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（所轄庁への意見）

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

（認定）

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

- 一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

- ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において

個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（１） 会員等

（２） 特定の団体の構成員

（３） 特定の職域に属する者

（４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（１） 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

（２） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定める

ところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項

の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

（認定の通知等）

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十

四条第一項において同じ。) から起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に）」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前

条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（認定の失効）

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（特例認定）

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

- 2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

- 第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければ

ばならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
 - 一 第四十七条第一号二又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
 - 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（認定又は特例認定の取消し）

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置につい

て、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六

十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表 （第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則（平成二三年六月二二日法律七〇号） 抄

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

第六条 （略）

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 （略）

附 則 （令和二年法律第七十二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）

第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四項第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四項第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

特定非営利活動促進法施行条例

制定：平成 10 年山口県条例第 33 号
最終改正：令和 3 年 6 月 9 日施行

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(役員住所又は居所を証する書面)

第二条 法第十条第一項第二号ハ(法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

- 一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である役員
同法第十二条第一項に規定する住民票の写し
 - 二 前号に掲げる役員以外の役員 当該役員の住所又は居所を証する権限を有する
官公署が発給する文書
- 2 知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から前項第一号に掲げる役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、前項第一号に定める書面の添付を要しない。

(申請書等の補正ができる軽微な不備)

第三条 法第十条第四項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の条例で定める軽微な不備は、申請の内容に影響がないものであり、かつ、誤記その他明白な誤りに係るものとする。

(事業報告書等の提出)

第四条 法第二十九条の規定による提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧等)

第五条 法第三十条又は法第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所においてするものとする。

- 2 前項の謄写をする者は、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(認定等に係る公示事項)

第六条 法第四十九条第二項第五号(法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項(同条第一項に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の条例で定める事項は、法第四十四条第一項の認定を受けていた場合において、当該認定を受けていた期間とする。

(役員報酬規程等の提出)

第七条 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

2 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、助成金の支給を行った後遅滞なく行わなければならない。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則(平成十五年条例第二十一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の特定非営利活動促進法施行条例第三条の規定の適用については、「毎事業年度」とあるのは「毎年(事業年度を設けている場合は毎事業年度)」とする。

附 則(平成二十年条例第四十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第十七号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中特定非営利活動促進法施行条例第二条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)は、同年七月九日から施行する。

附 則(平成二十七年条例第三十四号)

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則(平成二十九年条例第十五号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第七号)抄

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

制定：平成 10 年山口県規則第 101 号

最終改正：令和 3 年 6 月 9 日施行

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山口県条例第三十三号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第二条 法第十条第一項の申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書(別記第一号様式)によらなければならない。

(役員住所又は居所を証する書面)

第三条 条例第二条第一項第二号に規定する文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

2 条例第二条第一項各号に定める書面は、申請前六月以内に作成されたものでなければならない。

(申請書等の補正)

第三条の二 法第十条第四項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補正をしようとする特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人申請書等補正申立書(別記第一号様式の二)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 補正後の申請書又は添付書類
- 二 申請書又は添付書類の補正の理由を記載した書面
- 三 申請書又は添付書類の新旧対照表

(設立登記の完了の届出)

第四条 法第十三条第二項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人設立登記完了届(別記第二号様式)を知事に提出しなければならない。

(社員総会の議事録の作成)

第四条の二 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(法第十四条の九第一項に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更の届出)

第五条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人役員変更届（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 法第二十三条第二項の規定により提出する条例第二条第一項各号に定める書面は、届出前六月以内に作成されたものでなければならない。

(定款変更の認証の申請)

第六条 法第二十五条第四項の申請書は、特定非営利活動法人定款変更認証申請書（別記第四号様式）によらなければならない。

- 2 前項の申請書には、法第二十五条第四項及び法第二十六条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款の変更の理由を記載した書面
- 二 定款の新旧対照表

(定款変更の届出)

第七条 法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人定款変更届（別記第五号様式）に、法第二十五条第六項に規定する書面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 定款の変更の理由及び変更年月日を記載した書面
- 二 定款の新旧対照表

(閲覧等の場所)

第八条 条例第五条第一項に規定する閲覧又は謄写の場所は、山口県環境生活部県民生活課及びやまぐち県民活動支援センターとする。

(解散の認定の申請)

第九条 法第三十一条第二項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人解散認定申請書（別記第六号様式）に、同条第三項に規定する書面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が不能となるに至った理由及び経

緯を記載した書面

二 残余財産の処分方法を記載した書面

(解散の届出)

第十条 法第三十一条第四項の規定による届出をしようとする清算人は、特定非営利活動法人解散届(別記第七号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 残余財産の処分方法を記載した書面

二 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

(清算人の就職の届出)

第十条の二 法第三十一条の八の規定による届出をしようとする清算人は、特定非営利活動法人清算人就職届(別記第七号様式の二)に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第十一条 法第三十二条第二項の認証を得ようとする清算人は、特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書(別記第八号様式)に譲渡すべき残余財産及びその相手方を記載した書面を添えて知事に提出しなければならない。

(清算の結了の届出)

第十二条 法第三十二条の三の規定による届出をしようとする清算人は、特定非営利活動法人清算結了届(別記第九号様式)に清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(合併の認証の申請)

第十三条 法第三十四条第四項の申請書は、特定非営利活動法人合併認証申請書(別記第十号様式)によらなければならない。

(合併登記の完了の届出)

第十四条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人合併登記完了届(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第十五条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、別記第十二号様式による。

(認定の申請)

第十六条 法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定申請書

(別記第十三号様式)によらなければならない。

(認定の有効期間の更新)

第十七条 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、認定特定非営利活動法人認定更新申請書(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

(所轄外法人の定款変更の提出)

第十八条 法第五十二条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出をしようとする県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等のうち知事の所轄に属しないもの(以下「所轄外法人」という。)は、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款の変更の理由及び変更認証年月日を記載した書面
- 二 定款の新旧対照表

(代表者の氏名の変更の届出)

第十九条 法第五十三条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする認定特定非営利活動法人等は、認定特定非営利活動法人等代表者変更届(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

(特例認定の申請)

第二十条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書(別記第十六号様式)によらなければならない。

(合併の認定の申請)

第二十一条 法第六十三条第三項の規定による申請をしようとする認定特定非営利活動法人等は、第十三条の申請書の提出に併せて認定特定非営利活動法人等合併認定申請書(別記第十七号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第二十二条 法又はこの規則の規定により知事に提出する書類(知事を経由して提出する書類を含み、法第三章(第五十二条第三項を除く。)又は第十六条から前条までの規定により提出する書類を除く。)は、当該書類に係る特定非営利活動法人の事務所の所在地(法第二十五条第六項の規定による届出(法第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るものに限る。))に係る書類にあつては、当該書類に係る特定非営利活動法人の変更前の事務所の所在地)が一の県民局の所管区域内のみにある場合にあっては、当該所在地を所管する県民局の長を経由して提出する

ことができる。

(書類の提出部数)

第二十三条 知事に提出する次に掲げる書類は、正副二通とする。

- 一 法第十条第一項(法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第十条第一項第五号に掲げる書類
- 二 法第二十五条第四項の規定により添付する定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
- 三 第三条の二の規定により添付する同条第一号に掲げる補正後の添付書類のうち前二号に掲げる書類
- 四 法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イに掲げる書類

2 知事に提出する次に掲げる書類は、正副三通とする。

- 一 法第十条第一項(法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第十条第一項第一号、第二号イ、第七号及び第八号に掲げる書類
- 二 法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款
- 三 第三条の二の規定により添付する同条第一号に掲げる補正後の添付書類のうち前二号に掲げる書類
- 四 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により添付する書類
- 五 法第二十三条第一項の規定により添付する書類
- 六 法第二十五条第六項の規定により添付する変更後の定款
- 七 法第二十五条第七項の規定により提出する書類
- 八 法第二十九条の規定により提出する書類
- 九 法第四十四条第二項(法第五十一条第五項、法第五十八条第二項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類
- 十 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により提出する書類(所轄外法人が提出する書類を除く。)
- 十一 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により提出する書類(所轄外法人が提出する書類を除く。)

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成十五年規則第五十六号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十七年規則第二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年規則第五十六号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年規則第八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年規則第四号）

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。ただし、第十七条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年規則第十八号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第五条第二項の改正規定は、同年七月九日から施行する。

附 則（平成二十九年規則第十二号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項ただし書の改正規定及び別記第五様式の添付資料に次のように加える改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年規則第二一号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第九号）

この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定、別記第一号様式の二の改正規定（「㊦」を削る部分に限る。）並びに別記第二号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十三号様式から別記第十七号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

特定非営利活動法人設立認証申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

特定非営利活動法人 の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿
- 3 各役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 6 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 1 号様式の 2（第 3 条の 2 関係）

特定非営利活動法人申請書等補正申立書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申立者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

年 月 日に申請した について不備が

第 10 条第 4 項

あったので、特定非営利活動促進法第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条
第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条

第 4 項の規定により、関係書類を添えて申し立てます。

第 4 項

添付書類

- 1 補正後の申請書又は添付書類
- 2 申請書又は添付書類の補正の理由を記載した書面
- 3 申請書又は添付書類の新旧対照表

注 申立者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 2 号様式（第 4 条関係）

特定非営利活動法人設立登記完了届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話 局 番)

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 13 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書
- 2 設立当初の財産目録

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 3 号 様 式（第 5 条 関 係）

特 定 非 営 利 活 動 法 人 役 員 変 更 届

年 月 日

山 口 県 知 事 様

届 出 者 郵 便 番 号
主 たる 事 務 所
の 所 在 地
名 称
代 表 者 の 氏 名
(電 話 局 番)

第 2 3 条 第 1 項

下 記 の と お り 役 員 に 変 更 が あ っ た の で、特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 第 5 2 条 第 1 項 の
第 6 2 条 に お い て

規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 同 法 第 2 3 条 第 1 項

準 用 す る 同 法 第 5 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 同 法 第 2 3 条 第 1 項

の 規 定 に よ り、関 係 書 類 を 添 え て 届 け 出 ます。

記

変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日

添 付 書 類

1 変 更 後 の 役 員 名 簿

2 役 員 が 新 た に 就 任 し た 場 合（任 期 満 了 と 同 時 に 再 任 さ れ た 場 合 を 除 く。）
に あ っ て は、次 に 掲 げ る 書 類

- (1) 各 役 員 が 特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 第 2 0 条 各 号 に 該 当 し な い こ と 及 び 同
法 第 2 1 条 の 規 定 に 違 反 し な い こ と を 誓 約 し、並 び に 就 任 を 承 諾 す る 書 面 の
謄 本

- (2) 各 役 員 の 住 所 又 は 居 所 を 証 す る 書 面

備 考 用 紙 の 大 き さ は、日 本 産 業 規 格 A 列 4 と す る。

第 4 号様式（第 6 条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話 局 番)

定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 定款の変更の理由を記載した書面
- 2 定款の新旧対照表
- 3 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 4 変更後の定款
- 5 特定非営利活動促進法第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含む場合にあっては、定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
- 6 所轄庁の変更を伴う場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 役員名簿
 - (2) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに設立当初の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 5 号 様 式 （ 第 7 条 関 係 ）

特 定 非 営 利 活 動 法 人 定 款 変 更 届

年 月 日

山 口 県 知 事 様

届 出 者 郵 便 番 号
主 たる 事 務 所
の 所 在 地
名 称
代 表 者 の 氏 名
(電 話 局 番)

第 2 5 条 第 6 項

定 款 の 変 更 を し た の で 、 特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 第 5 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 読 み
第 6 2 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第

替 えて 適 用 す る 同 法 第 2 5 条 第 6 項 の 規 定 に よ り 、
5 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 えて 適 用 す る 同 法 第 2 5 条 第 6 項

関 係 書 類 を 添 えて 届 け 出 ます。

添 付 書 類

- 1 定 款 の 変 更 の 理 由 及 び 変 更 年 月 日 を 記 載 し た 書 面
- 2 定 款 の 新 旧 対 照 表
- 3 定 款 の 変 更 を 議 決 し た 社 員 総 会 の 議 事 録 の 謄 本
- 4 変 更 後 の 定 款

備 考 用 紙 の 大 き さ は 、 日 本 産 業 規 格 A 列 4 と す る。

第 6 号 様 式 （ 第 9 条 関 係 ）

特 定 非 営 利 活 動 法 人 解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

申 請 者 郵 便 番 号
主 たる 事 務 所
の 所 在 地
名 称
代 表 者 の 氏 名
(電 話 局 番)

解散の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第 3 1 条第 2 項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が不能となるに至った理由及び
経緯を記載した書面
- 2 残余財産の処分方法を記載した書面
- 3 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第7号様式（第10条関係）

特定非営利活動法人解散届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり特定非営利活動法人 が解散したので、特定非営利活動
促進法第31条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

解 散 事 由	1 社員総会の決議 2 定款で定めた解散事由の発生 3 社員の欠亡 4 破産手続開始の決定
解 散 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 残余財産の処分方法を記載した書面
- 2 解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書

注 「解散事由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 7 号 様 式 の 2 （ 第 1 0 条 の 2 関 係 ）

特 定 非 営 利 活 動 法 人 清 算 人 就 職 届

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵便番号
届 出 者 住 所
氏 名
(電 話 局 番)

下 記 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 清 算 中 に 清 算 人 に 就 職 し た の で 、
特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 第 3 1 条 の 8 の 規 定 に よ り 、 関 係 書 類 を 添 え て 届 け 出 ま す 。
記

区 分	氏 名	住 所	就 職 年 月 日
新 清 算 人			年 月 日
旧 清 算 人			

添 付 書 類
清 算 人 の 登 記 を し た こ と を 証 す る 登 記 事 項 証 明 書
備 考 用 紙 の 大 き さ は 、 日 本 産 業 規 格 A 列 4 と す る 。

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電 話 局 番)

特定非営利活動法人 〃 の残余財産の譲渡の認証を得たいので、特定非
営利活動促進法第 3 2 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

譲渡すべき残余財産及びその相手方を記載した書面
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

特定非営利活動法人清算終了届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

特定非営利活動法人 の清算が終了したので、特定非営利活動促進法
第 3 2 条の 3 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 10 号様式（第 13 条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話 局 番)

合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
 - 2 定款
 - 3 役員名簿
 - 4 各役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - 5 各役員の住所又は居所を証する書面
 - 6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - 7 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
 - 8 合併趣旨書
 - 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 1 1 号 様 式 （ 第 1 4 条 関 係 ）

特 定 非 営 利 活 動 法 人 合 併 登 記 完 了 届

年 月 日

山 口 県 知 事 様

届 出 者 郵 便 番 号
主 たる 事 務 所
の 所 在 地
名 称
代 表 者 の 氏 名
(電 話 局 番)

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 3 9 条第 2 項において準用する同法第 1 3 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 合併の登記をしたことを証する登記事項証明書
- 2 合併当初の財産目録

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 1 2 号 様 式 （ 第 1 5 条 関 係 ）

（ 表 ）

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 氏 名

上記の者は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項の規定により検査をする職員であることを証明します。

年 月 日 発行

山口県知事



特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(第2項省略)

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(第4項省略)

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財

産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(第3項から第6項まで省略)

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

備考 用紙の大きさは、縦12センチメートル、横9センチメートルとし、中央の点線の所から二つ折りとする。

第 1 3 号 様 式 （第 1 6 条 関 係）

認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 認 定 申 請 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵 便 番 号

申 請 者 主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代表者の氏名

（電 話 局 番）

（ファクシミリ 局 番）

下記のとおり認定特定非営利活動法人の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第44条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

設 立 年 月 日		年 月 日	
事 業 年 度		月 日から 月 日まで	
過去の認定の有無	有・無	認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
過去の特例認定の有無	有・無	特例認定年月日	年 月 日
認定取消しの有無	有・無	取消年月日	年 月 日
特例認定取消しの有無	有・無	取消年月日	年 月 日
適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準		1 寄附金等収入金額の占める割合（特定非営利活動促進法第45条第1項第1号イ） 2 寄附金等収入金額の占める割合（小規模法人）（特定非営利活動促進法第45条第2項） 3 判定基準寄附者の数（特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ロ） 4 地方公共団体の条例で定められている法人（特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハ）	
事 業 の 概 要			

その他の事務所の所在地	(郵便番号)
	(電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)
	(郵便番号)
	(電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)

添付書類

- 1 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
- 2 特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（1に掲げる書類を除く。）及び同法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注 「適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 1 4 号 様 式 （ 第 1 7 条 関 係 ）

認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 認 定 更 新 申 請 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵 便 番 号
申 請 者 主たる事務所
の 所 在 地
名 称
代表者の氏名
(電 話 局 番)
(ファクシミリ 局 番)

下記のとおり認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、
特定非営利活動促進法第 5 1 条第 5 項において準用する同法第 4 4 条第 2 項の規定
により、関係書類を添えて申請します。

記

認 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
更 新 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 年 度	月 日から 月 日まで
適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準	1 寄附金等収入金額の占める割合（特定非営利活動促進法第 4 5 条第 1 項第 1 号イ） 2 寄附金等収入金額の占める割合（小規模法人）（特定非営利活動促進法第 4 5 条第 2 項） 3 判定基準寄附者の数（特定非営利活動促進法第 4 5 条第 1 項第 1 号ロ） 4 地方公共団体の条例で定められている法人（特定非営利活動促進法第 4 5 条第 1 項第 1 号ハ）
事 業 の 概 要	
その他の事務所の所在地	(郵便番号) (電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)

	(郵便番号)
	(電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)

添付書類

- 1 特定非営利活動促進法第45条第1項各号（第3号ロ、第6号、第8号及び第9号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注 「適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 15 号様式（第 19 条関係）

認定特定非営利活動法人等代表者変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話番号 局番)
(ファクシミリ 局番)

第 53 条
第 62 条
下記のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法
第 1 項
において準用する同法第 53 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

代表者の氏名	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 16 号様式（第 20 条関係）

特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話 局 番)
(ファクシミリ 局 番)

下記のとおり特例認定特定非営利活動法人の特例認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第 58 条第 2 項において準用する同法第 44 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日から 月 日まで
過去の認定の有無	有 ・ 無
過去の特例認定の有無	有 ・ 無
事業の概要	
その他の事務所の所在地	(郵便番号)
	(電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)
	(郵便番号)
	(電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)

添付書類

- 1 特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 2 号から第 9 号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び同法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 17 号様式（第 21 条関係）

認定特定非営利活動法人等合併認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話番号 局 番)
(ファクシミリ 局 番)

下記のとおり認定特定非営利活動法人等の合併の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第 63 条第 5 項において準用する同法第 44 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

合併の区分		1 認定	2 特例認定
認定(特例認定)年月日		年 月 日	
認定(特例認定)の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
事業年度		月 日から 月 日まで	
適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準		1 寄附金等収入金額の占める割合(特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号イ) 2 寄附金等収入金額の占める割合(小規模法人)(特定非営利活動促進法第 45 条第 2 項) 3 判定基準寄附者の数(特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ロ) 4 地方公共団体の条例で定められている法人(特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ハ)	
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人	名称		
	代表者の氏名		
	事業の概要		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) (電話番号 局 番) (ファクシミリ 局 番)	
	その他の事務所の所在地	(郵便番号) (電話番号 局 番) (ファクシミリ 局 番)	

		(郵便番号)
		(電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)
合併によって消滅する法人	名 称	
	代表者の氏名	
	認定の有無	有 ・ 無
	特例認定の有無	有 ・ 無
	事業の概要	
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) (電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)
	名 称	
	代表者の氏名	
	認定の有無	有 ・ 無
	特例認定の有無	有 ・ 無
	事業の概要	
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) (電話 局 番) (ファクシミリ 局 番)

添付書類

- 1 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
- 2 特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（1に掲げる書類を除く。）及び同法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注

- 1 「合併の区分」欄及び「適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準」欄は、認定特定非営利活動法人の合併の場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

組合等登記令（抄）

制定：昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号

最終改正：令和 7 年 4 月 1 日施行

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（代理人の登記の申請）

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（解散の登記の申請）

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

（継続の登記の申請）

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による設立の登記の申請）

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは

「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（設立の登記に関する特則）

第二十六条 （略）

（変更の登記に関する特則）

第二十七条 （略）

（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の登記に関する特則）

第二十八条 （略）

（農業協同組合等の登記に関する特則）

第二十九条 （略）

（漁業生産組合等の登記に関する特則）

第三十条 （略）

（森林組合等の登記に関する特則）

第三十一条 （略）

（管理組合法人等の登記に関する特則）

第三十二条 （略）

別表 （第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例

制定：平成 19 年山口県条例第 3 号

最終改正：平成 24 年 3 月 21 日

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第七十四条の規定により読み替えて適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「読替え後の法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 識別符号 電子情報処理組織を使用して申請等をし、又は処分通知等を受ける場合において、電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子情報処理組織を使用する者（以下「利用者」という。）を他の利用者と区別して識別するために付されるものをいう。
- 二 暗証符号 電子情報処理組織を使用して申請等をし、又は処分通知等を受ける場合において、電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が利用者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものをいう。
- 三 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）をいう。
- 四 電子証明書 申請等をする者又は県の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 読替え後の法第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等しようとする者は、あらかじめ、氏名又は名称その他知事が必要と認める事項を、その者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）により入力し、これを県の機関の使用に係る電子計算機に送信して識別符号及び暗証符号について知事の登録を受けなければならない。

2 読替え後の法第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等をする者（以下「電子申請をする者」という。）は、次に掲げる事項を、電子申請をする者の使用に係る電子計算機により入力しなければならない。

- 一 書面等により申請等をするときに記載すべきこととされている事項
- 二 書面等により申請等をするときに経由すべき県の機関がある場合にあっては、その

名称

- 3 電子申請をする者は、書面等により申請等をするときに添付すべきこととされている書面等（以下「添付書類等」という。）若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項若しくはこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を、電子申請をする者の使用に係る電子計算機により入力し、又は当該添付書類等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体を県の機関に提出しなければならない。ただし、添付書類等及び電磁的記録のうち県の機関があらかじめ指定したものについては、当該添付書類等又は電磁的記録に係る記録媒体を県の機関に提出しなければならない。
- 4 電子申請をする者は、県の機関が、前項の規定により入力された事項が添付書類等に記載されている事項と相違ないことを確認するため必要があると認めて指示したときは、当該添付書類等を県の機関に提出しなければならない。
- 5 電子申請をする者は、第二項及び第三項の規定により入力した情報に電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書で次の各号のいずれかに該当するものを添付して県の機関の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。ただし、県の機関が指定する申請等については、電子署名を行うことを要しない。
 - 一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書
 - 二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（県の機関の使用に係る電子計算機により電子署名が電子申請をする者により行われたものであることを確認することができるものに限る。）
 - 三 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき登記官が作成した電子証明書
 - 四 前三号に掲げるもののほか、県の機関の使用に係る電子計算機により電子署名が電子申請をする者により行われたものであることを確認することができる電子証明書
- 6 電子情報処理組織を使用して行われた申請等が県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該申請等を特定するための番号（次項において「到達番号」という。）を県の機関の使用に係る電子計算機から電子申請をする者の使用に係る電子計算機に送信するものとする。
- 7 電子申請をする者は、第三項の規定により添付書類等又は電磁的記録に係る記録媒体を提出するときは、到達番号を明らかにして、これをしなければならない。

第四条 読替え後の法第三条第四項の条例で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、前条第五項（ただし書を除く。）の規定により電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第五条** 読替え後の法第四条第一項の規定により県の機関が電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、読替え後の法第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として行う処分通知等とする。
- 2 読替え後の法第四条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して処分通知等をする県の機関は、書面等により処分通知等をするときに記載すべき事項を県の機関の使

用に係る電子計算機により入力し、処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる状態で、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該入力した情報には、電子署名を行い、かつ、当該電子署名に係る電子証明書を添付しなければならない。

- 3 処分通知等を受ける者は、処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときは、遅滞なくこれを行わなければならない。
- 4 県の機関は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから二十四時間以内にこれを行わないときその他特に必要があると認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

第六条 読替え後の法第四条第四項の条例で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

(技術的基準)

第七条 電子申請をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機について必要な技術的基準は、知事が定める。

- 2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 読替え後の法第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて行う縦覧等は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 書面等に係る電磁的記録をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置く方法
- 二 書面等に係る電磁的記録に記録されている事項を県の事務所（主たる事務所以外の事務所を含む。）に備え置かれた電子計算機の映像面に表示する方法
- 三 書面等に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等を行う方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年条例第十七号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中特定非営利活動促進法施行条例第二条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）は、同年七月九日から施行する。

特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例

制定：平成 19 年山口県条例第 4 号

最終改正：令和 3 年 6 月 9 日施行

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第七十五条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「読替え後の法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二条 読替え後の法第三条第一項の条例で定める保存は、特定非営利活動促進法第十四条（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項（同法第六十二条（同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を同法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく保存とする。

第三条 読替え後の法第三条第一項の規定により書面の保存に代えて行う保存は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- 一 書面により保存を行うときに当該書面に記載すべきこととされている事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録した電磁的記録を保存する方法
- 二 書面をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法

2 民間事業者等は、読替え後の法第三条第一項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 電磁的記録に記録された事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機の映像面に直ちに、整然と、かつ明りょうに表示することができるための措置
- 二 電磁的記録に記録された事項を整然と、かつ明りょうに記載した書面を直ちに作成することができるための措置

(電磁的記録による作成)

第四条 読替え後の法第四条第一項の条例で定める作成は、特定非営利活動促進法第十四条（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第三十五条第一項及び第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を同法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく作成とする。

第五条 読替え後の法第四条第一項の規定により書面の作成に代えて行う作成は、当該書

面に記載すべきこととされている事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録する方法によらなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 読替え後の法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、特定非営利活動促進法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号（同法第五十一条第五項及び同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を同法第六十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第四項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく縦覧等とする。

第七条 読替え後の法第五条第一項の規定により書面の縦覧等に代えて行う縦覧等は、当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項を民間事業者等の事務所に備え置かれた電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う方法によらなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年条例第四十号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年条例第十七号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中特定非営利活動促進法施行条例第二条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）は、同年七月九日から施行する。

附 則（令和三年条例第七号）

この条例は、令和三年六月九日から施行する。ただし、第二条中特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例第六条の改正規定（「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例

制定：平成14年山口県条例第三号

最終改正：平成29年 3 月21日

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）

第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）

に対する県税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

(県民税の課税免除)

第二条 特定非営利活動法人で収益事業（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の四に規定する収益事業をいう。次項において同じ。）を行わないものに対しては、県民税の均等割を課さない。

2 特定非営利活動法人で収益事業を行うものに対しては、当該特定非営利活動法人の設立の日から三年以内に終了する各事業年度（収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限る。）に係る県民税の均等割を課さない。

3 第一項の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、事実を証明するに足る書類を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）第三十六条の規定によって提出すべき申告書に事実を証明するに足る書類を添付しなければならない。

(不動産取得税の課税免除)

第三条 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から三年以内に特定非営利活動に係る事業（法第十一条第一項第三号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。次条において同じ。）の用に供する不動産を無償で譲り受けた場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課さない。

2 前項の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、山口県税賦課徴収条例第五十七条第一項の規定によって提出すべき申告書に事実を証明するに足る書類を添付しなければならない。

(自動車税の環境性能割の課税免除)

第四条 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から三年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車が無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得に対しては、自動車税の環境性能割を課さない。

2 前項の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、山口県税賦課徴収条例第八十九条第一項の規定によって提出すべき申告書に事実を証明するに足る書類を添付し

なければならない。

(平二一条例三四・平二八条例三八・一部改正)

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第二条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の県民税について適用する。

3 この条例の施行の際現に収益事業を行っている特定非営利活動法人に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「当該特定非営利活動法人の設立の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

5 この条例の施行の際現に存する特定非営利活動法人に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「当該特定非営利活動法人の設立の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 第四条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

7 この条例の施行の際現に存する特定非営利活動法人に対する第四条第一項の規定の適用については、同項中「当該特定非営利活動法人の設立の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

8 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(山口県税賦課徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

9 施行日前に終了した事業年度分の県民税の課税免除については、前項の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例第三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年条例第三四号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第三八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第一一号）

この条例は、公布の日から施行する。

お問い合わせ

山口県 環境生活部 県民生活課 県民活動推進班

〒753-8501

山口市滝町1-1 県庁本館棟 2 階

TEL 083-933-2614

FAX 083-933-2629

E-mail npo@pref.yamaguchi.lg.jp

申請や届出に係る書類の様式は、
県のホームページからダウンロードできます。
手引きも同じく下記 URL に掲載しています。
【<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/14602.html>】